

学校防災（地震・津波）マニュアル 作成の手引

【備える】

防災対応能力の向上・安全点検・保護者や地域、自治体との連携体制・対策本部の設置・教職員の動員体制・災害発生時に必要となる備品や備蓄

【命を守る】

発生場面ごとの対応行動例



【立て直す】

引き渡し・安否確認・避難所協力・心のケア
学校再開に向けて

平成29年3月

熊本県教育委員会

目次

1	学校防災マニュアルの作成について	1
2	各学校における防災マニュアル作成上の留意点	2
3	学校における地震防災のフローチャート	3
4	事前の危機管理【備える】	
1	児童生徒等及び教職員の防災対応能力の向上	4
2	安全点検	6
3	保護者や地域、自治体と連携した体制整備	7
4	対策本部の設置	8
5	教職員の動員体制	12
6	災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄	13
5	発生時の危機管理【命を守る】	
1	在校園時の対応行動例	14
2	登下校・登降園時の対応行動例	16
3	校園外活動時の対応行動例	17
4	在宅時の対応行動例	18
6	事後の危機管理【立て直す】	
1	引き渡し	19
2	安否確認	21
3	避難所協力	22
4	心のケア	24
5	学校再開に向けて	26
7	幼稚園・特別支援学校における防災マニュアル作成上の留意点	
1	幼稚園における防災マニュアル作成上の留意点	27
2	特別支援学校における防災マニュアル作成上の留意点	29
8	資料編	
1	学校防災年間計画	32
2	学校施設の点検ハンドブック	33
3	緊急判定・緊急措置チェックリスト（教職員用）	74
4	防災主任について	78
5	大規模災害時の学校における避難所運営の協力に関する留意事項について	79
6	主な参考文献	87

1 学校防災マニュアルについて（地震・津波を想定した例）

（1） 作成の目的

- ① 学校園における地震・津波発生時の対応策について教職員の役割等を明確にし、学校防災体制を確立する。
- ② 家庭や地域、関係機関等に周知し、地域全体で地震・津波災害に対する意識を高め、体制整備の構築、推進を図る。

（2） 作成のポイント

① 学校園における地震防災のフローチャート

学校園における、地震・津波災害に対して「事前（備える）→発生時（命を守る）→事後（立て直す）」の一連のモデルとして示していますが、発生時や事後の危機管理を迅速かつ適切に行うためには、事前にきちんと備えておく必要があります。一連の流れはあくまでも一般的に考えられるものであり、学校園の立地条件や発生時間帯によっては変わることも考えられます。

事前の危機管理（備える）

地震・津波災害はいつ、どこで発生するか分かりません。事前の危機管理が整っていなければ、発生時の危機管理、事後の危機管理に支障を来すこととなります。地震災害時に「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する行動は、児童生徒等に対して事前指導が不可欠です。また、災害規模、通信網、公共交通機関の状況により、保護者への連絡手段、下校・降園方法や学校園待機等の対応をあらかじめ決めておくことが、事後の危機管理につながります。

発生時の危機管理（命を守る）

地震の揺れは突然やってきます。緊急地震速報によっては数秒前から数十秒前に報知音が鳴ることもありますが、平成28年熊本地震のように震源が近い場合、報知音よりも先に揺れが来ることもあります。このようなことから、報知音、あるいは揺れそのものを、児童生徒等の一人一人が察知した段階で、自分の身の回りで落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものはないかを瞬時に判断して、安全な場所に素早く身を隠すことが命を守る上で重要です。

二次対応についても、マニュアルを見る余裕がない場合が考えられるため、具体的な手段をあらかじめ理解しておかなければなりません。児童生徒等の安全が確認された後、時間的余裕が発生した段階で次の対応に移ることをイメージして作成することが大切です。

事後の危機管理（立て直す）

児童生徒等の在校園時に地震災害が発生し、その後下校・降園させる際は、津波注意報が発令されていないか等、十分な情報を収集して、通学園路の安全確認や公共交通機関の運行状況等も含めた判断が求められます。通学園範囲が広い場合には、児童生徒等の居住地の情報収集も必要です。

また、学校施設が避難所となる場合について、本来的には市町村防災担当部局が避難所運営を行うのですが、大災害発生時には一定期間、教職員がその業務を支援する状況が予想されます。熊本地震でも223校の学校施設が避難所となり、最大2,000人超を受け入れた学校もありました。この場合について、教職員の第一義的役割としての児童生徒等の安全確保、安否確認等の業務に支障を来すことのないよう、あらかじめ地域住民や自治体等と学校園が支援できる内容について話し合いの場を定期的に持ち、協議しておくことが重要です。

② 家庭・地域・自治体等との連携

作成時の連携

大規模災害時は、学校園だけで児童生徒等の安全を確保することは難しいと考えられます。

また、学校園が地域の防災拠点となる場合もあることから、地域住民や自治体等と連携した体制を整備しておくことが重要です。このことから学校防災マニュアルの作成（見直しや改善）段階から家庭、地域、自治体等の関係機関と共同で作業に当たることが望まれます。

訓練等での連携

マニュアルに基づいた訓練についても合同で実施することが望まれます。学校園間の合同訓練や、自治体単位での実施など様々な規模と形態が考えられます。また、被災後の避難所開設訓練等、地域と一体となった訓練も必要です。

2各学校における防災マニュアル作成上の留意点

(1) 学校園独自の視点

① 自然環境及び社会環境の把握

学校園が立地している自然的環境について総合的に把握することが第一です。その際、自治体等が作成しているハザードマップや地域の歴史、専門家等の助言等、多角的な情報から判断することが大切です。また、想定を超える災害が起こることも考えておかねばなりません。

地震によって火災や津波、液状化等の被害が発生することも想定し、避難経路については複数の経路を設定しておくことが必要です。また、学校園内外の避難場所については、事前に保護者等に周知しておくことも重要です。

② 校内の状況、地域の人的状況の把握

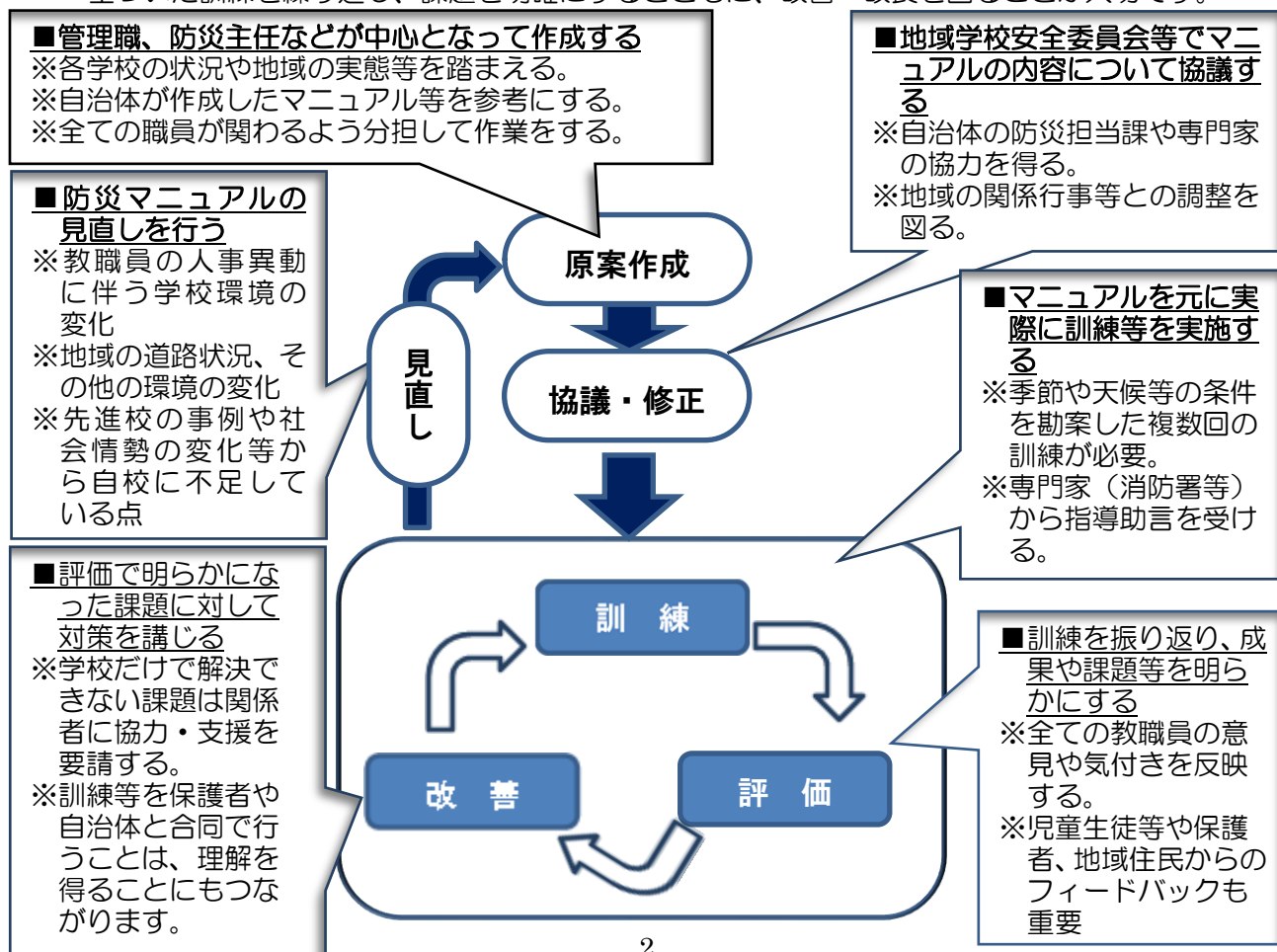
児童生徒等数、教職員数、支援を必要とする児童生徒等、登下校・登降園方法、登下校・登降園時間帯等について確認しましょう。地域によっては、時間帯で所在する住民の構成が変わることもあり、登下校・登降園時の災害発生時の協力体制や、学校が避難所となる場合の地域住民の避難行動も一律ではない場合が考えられます。

(2) 作成・見直しの手順

東日本大震災では、事前にマニュアルに沿った避難訓練を行い、高台までの全児童の避難時間を測定していた学校が、そのデータを元に避難方法を判断したことで全員が助かった例がありました。一方で、学校外の避難場所を保護者に周知しておらず、保護者が探し回ったという例もありました。

また、平成28年熊本地震で避難所になった学校においても、事前に地域住民や関係団体、組織と連携を図っていたところでは混乱もなく、避難所の開設や運営ができ、学校再開が円滑にいったということも報告されています。

これらのことから、以下の手順に沿って災害発生時の各場面の対応について、マニュアルに基づいた訓練を繰り返し、課題を明確にするとともに、改善・改良を図ることが大切です。



3 学校園における地震防災のフローチャート

※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている期間、二次対応は揺れが収まってから津波や火災など地震の次におこる危険から回避するまでの期間として示しています。

事前の危機管理（備える）

4-1 児童生徒等及び教職員の防災対応能力の向上

- ・防災教育の充実
- ・教職員研修

4-2 安全点検

- ・施設及び設備の安全点検
- ・避難経路や避難場所の点検

4-3 保護者や地域、自治体と連携した体制整備

- ・連携する関係機関
- ・協議・調整内容の例、活動例・効果

4-4 対策本部の設置

- ・災害対策本部等の役割と業務内容
- ・学校災害対策本部の設置例

4-5 教職員の動員体制

4-6 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄

- ・安全確保のために備えておく物資例
- ・二次対応のために備えておく物資例
- ・学校待機時のために備えておく物資例

発生時の危機管理（命を守る）

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報 地震の揺れ

管理下

初期対応

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない
場所に避難

二次対応

素早い情報
収集
臨機応変な
判断と避難
※正常化の
偏見に注意

地震の発生

5-1 在校園時の対応行動例

5-2 登下校・登降園時の対応行動例

5-3 校園外活動時の対応行動例

管理外

5-4 在宅時の対応行動例

津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。また、大きな地震の後に起こる余震にも注意が必要です。

※正常化の偏見：「自分は大丈夫」、「まだ大丈夫」等、自分にとって都合の悪い情報を無視したり過小評価したりしてしまう人間の心理特性

事後の危機管理（立て直す）

6-1 引き渡し

- ・引き渡しの判断
- ・学校待機の場合の留意点
- ・引き渡し手順・引き渡しカード

6-2 安否確認

- ・安否確認内容と教職員の対応
- ・連絡・通信手段の複線化

6-3 避難所協力

- ・教職員の協力体制の整備
- ・発災初期段階の学校避難所協力マニュアル例

6-4 心のケア

- ・体制づくりと教職員の役割
- ・健康観察のポイント

6-5 学校再開に向けて

- ・学校再開に向けた取組例

対策本部の設置

参考 学校防災マニュアル作成の手引（文部科学省）

4 備える 1 児童生徒等及び教職員の防災対応能力の向上

児童生徒等及び教職員の防災対応能力の向上を図るためには、防災教育や教職員研修等について学校防災年間計画を作成し、計画的かつ組織的に実施することが重要です。

※学校防災年間計画については『資料編』P32 参照

(1) 防災教育の充実

児童生徒等が自らの命を守るために「主体的に行動する態度」を育成するためには、防災教育の充実が不可欠です。防災教育は、関連する教科等の内容の重点の置き方を工夫したり、有機的関連を図ったりするなど学校教育活動全体を通じて、系統的かつ計画的に実施する必要があります。

① 発達段階に応じた防災教育

【防災教育のねらい】

- ア 自然災害の現状、原因及び減災等についての理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基盤)



高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの参画を意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、進んで活動できる生徒

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りができる児童

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

障がいのある児童生徒等については、上記のほか、障がいの状態、発達の段階、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

【参考資料】



「『生きる力』を育む防災教育の展開」
(平成25年3月 文部科学省)



「学校安全教育指導の手引」
(平成27年3月 熊本県教育委員会)

②避難訓練

地震に対する避難訓練	
緊急地震速報に対応する訓練	緊急地震速報の音源を利用し、直後にやってくる大きな揺れに対して、報知音を聞いたら「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に身を寄せる行動訓練。 担任や授業者の指示下にいない場合（休み時間や清掃時間など）も想定した訓練も必要です。直下型地震に対応するためには「報知音を聞いたら」を「揺れを感じたら」に応用していくことも大切です。
地震終息後、より安全な場所に移動する訓練	耐震化された校舎では、地震直後に倒壊する危険性が低いと考えられます。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には天井・壁などが落下する危険や火災などの二次災害も考えられます。これらを想定し、より安全な場所に素早く移動し、集合する行動訓練。運動場が液状化で使用できない状況や、津波の被害を想定した集合場所を設定して、訓練を行うことも重要です。
保護者への引き渡し訓練	児童生徒等が在校園中に災害が発生、その後下校・降園措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しや集団下校が行われることとなります。保護者への引き渡し方法を確立し、実際に保護者とともに訓練をしたり、下校・降園経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練なども考えられます。
登下校・登降園時の避難訓練	児童生徒等の登下校・登降園時に災害が発生した場合を想定した訓練。児童生徒等が通学園路上の安全な場所に身を隠す一次避難行動や安全な場所への二次避難行動、地域や保護者と連携した安否確認などの訓練が考えられます。
地域と連携した避難訓練	地域と連携した避難訓練は、新たな課題が見つかり、改善を繰り返すことで、より実践的な避難訓練につながります。モデル校では、学校施設の構造が分からない地域住民が、避難に時間がかかったり、夜間における学校への避難方法について予め定めておく必要がある等の課題が見つかりました。

訓練実施上の工夫

- 災害が休み時間に発生したという想定にし、あらかじめ行方不明となる児童生徒等を配置しておいて、安否確認が正確にできるかを訓練する。
- 管理職等が不在時の災害発生を想定した訓練をする。
- 廊下等に落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択できるかを訓練する。
- けがをした児童生徒等の搬送訓練（ロープを用いておんぶ、担架）を取り入れる。
- 何名かの教職員を避難経路に配置し、避難誘導がスムーズに行えているかを評価する。
- 訓練の様子を動画で記録し、相互評価に活用する。
- 障がいのある児童生徒等については、障がいの状況に応じて避難を支援する教職員をあらかじめ決めておくとともに、訓練前に練習を行う等の配慮を行う。

(2) 教職員研修

各学校においては、事前、発生時、事後の三段階の危機管理に対応した校内研修を行うことが必要です。防災主任に研修の推進役としての役割を担ってもらうなど、校内体制の整備も必要です。

研修内容の例
<ul style="list-style-type: none"> ○マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した避難訓練 ○AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当 ○児童生徒等の安全確保と安否確認の方法 ○児童生徒等の危険予測・回避能力等を育成するための防災教育の教育課程への位置付け、教育内容、教材等に関する共通理解 ○児童生徒等の心のケア ○地域連携 ○専門家による防災講話 ○避難所協力 等

4 備える 2 安全点検

学校の施設及び設備等の安全点検については、学校保健安全法第27条において、計画的に実施するように定められています。熊本地震では、多くの学校施設で、天井や照明器具の落下など非構造部材による被害が生じました。災害発生時に児童生徒等の安全を確保し、安全に避難させるためには、非構造部材や避難経路や避難場所の安全点検についても、学校安全点検簿に示し、計画的に実施する必要があります。（参考『資料編』P33 学校施設の点検ハンドブック熊本県修正版）

(1) 施設及び設備の安全点検

安全点検の種類	時期・方法等	対 象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災、防犯に関する設備など	毎学期1回以上、幼児、児童、生徒又は学生が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室、図書室 など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行う
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時 ・近隣で危害のおそれのある犯罪(侵入や放火など)の発生時 など	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則28条第2項)
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則29条)

(2) 避難経路や避難場所の点検

点検のポイント

- 分かりやすい案内板や表示があるか
- 避難経路に障害物がないか
- 災害種、状況に対応した複数の避難の経路と場所が確保されているか
- 児童生徒等の特性や発達段階を踏まえているか
- 地域の自然的環境や社会的環境を踏まえているか
- 近隣住民の避難や帰宅困難者の避難を想定しているか
- 実地見分を行って確認されているか
- 学校園等の定めた避難経路、避難場所を児童生徒等や保護者に周知しているか
- 障がいのある児童生徒等の障がいに応じた避難経路と避難場所が確保されているか

平成28年熊本地震の事例

平成28年熊本地震では、学校施設における被害も甚大であり、公立学校393校(全体の66%)が被災しました。被災学校数及び主な被害は以下のとおりです。

【被災学校数】小学校：222校(61%) 中学校：112校(70%) 高等学校45校(80%) 特別支援学校：15校(83%)

【主な被害】

壁等破損、天井落下、水道・給水管破損、ガラス散乱、玄関部隆起、建物コンクリート剥離等

4 備える 3 保護者や地域、自治体と連携した体制整備

既存する地域学校安全委員会、学校保健委員会、地域学校協働本部の組織やコミュニティスクールをベースとして、学校防災に関して以下のような点について、地域の実態に応じた事前の協議・調整を行い、連携体制を整備していくことが必要です。

(1) 連携する関係機関

P T A、自治体の防災担当部局、自治会、自主防災組織、消防署、警察署、防災・防犯ボランティア団体、学校医、地域医師会等
※地域によっては、近隣の商店や企業、高層住宅管理者等との連携も考えられる。

(2) 協議・調整内容の例（必要に応じ、できるところから実施していく）

- 学校防災年間計画や学校防災マニュアルの検討
- 防災専門家等の授業や保護者対象等の研修会等の企画・実施
- 地域防災訓練等と地域の避難場所、避難所等の確認
- 災害発生時の避難方法や避難所の運営の役割分担
- 情報通信網が途絶した場合の保護者や関係機関等への多様な連絡方法（災害伝言ダイヤル、インターネット掲示板等固定電話以外の様々な手段）
- 災害発生時の通学園路の安全確保、防犯対策等
- 備蓄倉庫等の防災に関する施設・設備の確認
- 津波災害時の避難のための高層住宅等との利用協議
- 近隣商店等との災害発生時の物資提供等の協議
- 災害発生時の医療体制
- 児童生徒等のボランティア活動
- 障がいのある児童生徒等の避難方法、避難場所等の確認

(3) 活動例・効果

（活動例）

- ①年度当初に会を開催し、その年度の体制や状況について情報交換を行う。
- ②基本的な開催計画を立てる（学期1回等）。また、必要に応じて臨時的に開催する。
- ③会の内容について、公開できる情報については、広報誌や学校だより、ホームページ等を活用するなど、個人情報の取扱いについて厳重に配慮し、多くの人々が共有できるようにする。

（効果）

- 校長・副校長・教頭・事務長・主幹教諭・防災主任等が地域との連絡の窓口として周知される。
- 地域や関係機関の担当者が、学校関係者に周知される。
- 学校の取組や体制、児童生徒等の状況について情報を共有することでネットワークが構築され、お互いが迅速に対応できる。

平成28年熊本地震の事例

日頃から保護者だけでなく、地域住民との連携が図られ、「地域とともにある学校」として運営が実践されていた学校では、避難所運営を自主防災組織等にスムーズに引き継ぎ、児童生徒の安全確保や教育活動の正常化を円滑に進めることができたという報告があります。このことから、日頃から保護者や地域、自治体と連携した体制整備を行っておくことの重要性が分かります。

4 備える 4 対策本部の設置

二次対応後、児童生徒等の安全が一旦確保された段階で、その後の対応・対策について方針や具体的な業務内容を確認・決定し、行動していくために、対策本部を設置する必要があります。

児童生徒等の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合については、事前に地域住民や保護者とルールを決めておくことによって対応する業務を軽減することにもつながります。

(1) 対策本部等の役割とその業務内容（例）

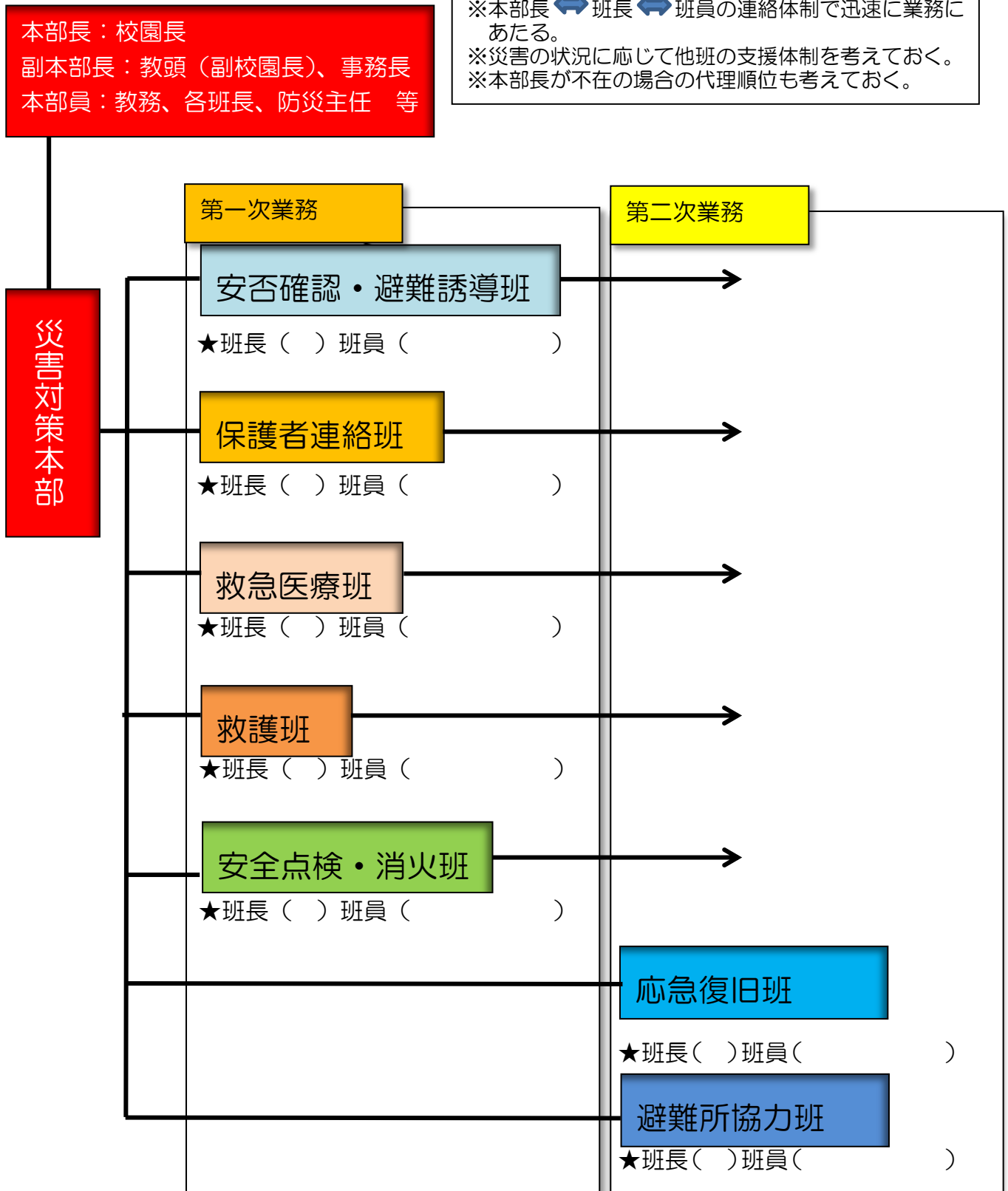
業務分担	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
対策本部	<input type="checkbox"/> 各班との連絡調整 <input type="checkbox"/> 非常持ち出し書類の搬出保管 <input type="checkbox"/> 校内の被災状況把握 <input type="checkbox"/> 記録日誌・報告書の作成 <input type="checkbox"/> 校内放送等による連絡・指示 <input type="checkbox"/> 応急対策の決定 <input type="checkbox"/> 市町村対策本部との連絡 <input type="checkbox"/> 報道機関への連絡、対応 <input type="checkbox"/> PTAとの連絡調整 <input type="checkbox"/> 情報収集	<input type="checkbox"/> 緊急マニュアル <input type="checkbox"/> 学校配置図 <input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> 緊急活動の日誌 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 携帯電話	<input type="checkbox"/> 外部からの問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> 関係機関へ被災状況を報告 <input type="checkbox"/> 教職員体制指示 <input type="checkbox"/> 教職員の配置検討（時間外） <input type="checkbox"/> 関係機関、市町村から情報入手	<input type="checkbox"/> 外部からの問い合わせ対応 <input type="checkbox"/> 避難場所の確定 <input type="checkbox"/> 外部ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 連絡調整
安否確認・避難誘導班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等及び教職員の安否確認 <input type="checkbox"/> 安全な避難経路で避難誘導 <input type="checkbox"/> 負傷者の把握 <input type="checkbox"/> 下校・降園指導及び待機児童生徒等の掌握・記録 <input type="checkbox"/> 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 <input type="checkbox"/> 行方不明の児童生徒等・教職員を本部に報告	<input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 行方不明者記入用紙（児童生徒等・教職員） <input type="checkbox"/> 一斉メール <input type="checkbox"/> 緊急連絡網 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> ビブス	<input type="checkbox"/> 安全な場所へ安全誘導 <input type="checkbox"/> 家庭への安全下校指導 <input type="checkbox"/> 待機場所の確保 <input type="checkbox"/> 出勤者の確認（時間外） <input type="checkbox"/> 教職員とその家族の安否確認 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否確認 <input type="checkbox"/> 児童生徒等の家庭の安否確認	<input type="checkbox"/> 外部からの安否問い合わせ対応
安全点検・消火班	<input type="checkbox"/> 初期消火 <input type="checkbox"/> 避難、救助活動等の支援 <input type="checkbox"/> 被害の状況確認（施設等の構造的な被害程度を調査、本部への連絡、電気、ガス、水道、電話の被害確認） <input type="checkbox"/> 校内建物の安全点検・管理 <input type="checkbox"/> 近隣の危険箇所の巡視 <input type="checkbox"/> 二次被害の防止	<input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 手袋 <input type="checkbox"/> 道具セット <input type="checkbox"/> 被害調査表等 <input type="checkbox"/> バケツ	<input type="checkbox"/> 消火活動 <input type="checkbox"/> 普通教室、特別教室等の被災状況を確認 <input type="checkbox"/> 電話・FAX・パソコン使用確認 <input type="checkbox"/> 水道電気ガスの状況確認 <input type="checkbox"/> 職員の宿直場所の確保 <input type="checkbox"/> 備蓄倉庫の備品確認 <input type="checkbox"/> 学校中の鍵の確保	<input type="checkbox"/> 備蓄品の搬出 <input type="checkbox"/> 必要備品の確保 <input type="checkbox"/> 地域の被害状況調査 <input type="checkbox"/> 被災状況確認

業務分担	役割	準備物	災害発生時～1日	2日～3日
応急復旧班	<input type="checkbox"/> 被害状況の把握 <input type="checkbox"/> 応急復旧に必要な機材の調達と管理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の処理 <input type="checkbox"/> 危険箇所の立入禁止措置 <input type="checkbox"/> 危険箇所の表示 <input type="checkbox"/> 避難場所の安全確認	<input type="checkbox"/> 被害調査表 <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> 構内図 <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> 標識 <input type="checkbox"/> バリケード	<input type="checkbox"/> 管理室転倒備品等の復旧 <input type="checkbox"/> 教職員の活動場所の確保	<input type="checkbox"/> トイレの汚物処理と清掃 <input type="checkbox"/> プール水の利用 <input type="checkbox"/> ゴミの処理
救護班	<input type="checkbox"/> 児童生徒等及び教職員の救出・救命 <input type="checkbox"/> 負傷者や危険箇所等の確認及び通報 <input type="checkbox"/> 担当区域で負傷者の搬出 <input type="checkbox"/> 学校施設内のチェック	<input type="checkbox"/> 防災マスク <input type="checkbox"/> ヘルメット <input type="checkbox"/> スコップ <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> 革手袋 <input type="checkbox"/> のこぎり・斧 <input type="checkbox"/> トランシーバー <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> AED	<input type="checkbox"/> 救助活動 <input type="checkbox"/> 近隣被災者の救助活動 <input type="checkbox"/> 学校施設危険箇所の応急処置	<input type="checkbox"/> 必要備品の調達 <input type="checkbox"/> 地域と連携した学校周辺危険箇所の応急処置
救急医療班	<input type="checkbox"/> 養護教諭及び救命救急経験者で構成 <input type="checkbox"/> 医師等の確保・手当備品の確認 <input type="checkbox"/> 負傷者の保護・応急手当 <input type="checkbox"/> 関係医療機関との連携	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品 <input type="checkbox"/> 健康カード <input type="checkbox"/> 担架 <input type="checkbox"/> 水 <input type="checkbox"/> 毛布 <input type="checkbox"/> AED	<input type="checkbox"/> 応急手当の備品確保 <input type="checkbox"/> 負傷者対応	<input type="checkbox"/> 救護所の設置対応 <input type="checkbox"/> 近隣医療機関との連携による救護活動
保護者連絡班	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の指定 <input type="checkbox"/> 身元確認 <input type="checkbox"/> 保護者等が到着した順に児童生徒等を引き渡す	<input type="checkbox"/> 引き渡しカード <input type="checkbox"/> 出席簿 <input type="checkbox"/> 集合場所の配置図	<input type="checkbox"/> 引き渡し場所の状況把握 <input type="checkbox"/> 保護者等との対応（家庭の様子や安全の状況確認）	<input type="checkbox"/> 保護者等との対応（家庭の様子や安全の状況確認）
避難所協力班	<input type="checkbox"/> 避難者の名簿作成 <input type="checkbox"/> 緊急物資の受け入れと管理 <input type="checkbox"/> ボランティアの受け入れ <input type="checkbox"/> 市町村及び自主防災組織と連携した避難所の運営支援	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> ラジオ <input type="checkbox"/> ロープ <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 校内配置図 <input type="checkbox"/> 避難者への指示(文書)	<input type="checkbox"/> 避難所開設準備 <input type="checkbox"/> 地域の代表者との初動の確認	<input type="checkbox"/> 救援物資の受領、仕分け、配付、保管 <input type="checkbox"/> 避難者に必要な物資の調達 <input type="checkbox"/> 仮設トイレの設置、避難者数の掌握、名簿の作成

上記については、あくまでも例であり、学校規模や状況によっては必要な業務内容の優先順位を決めて実施する。

(2) 学校災害対策本部の設置例 1

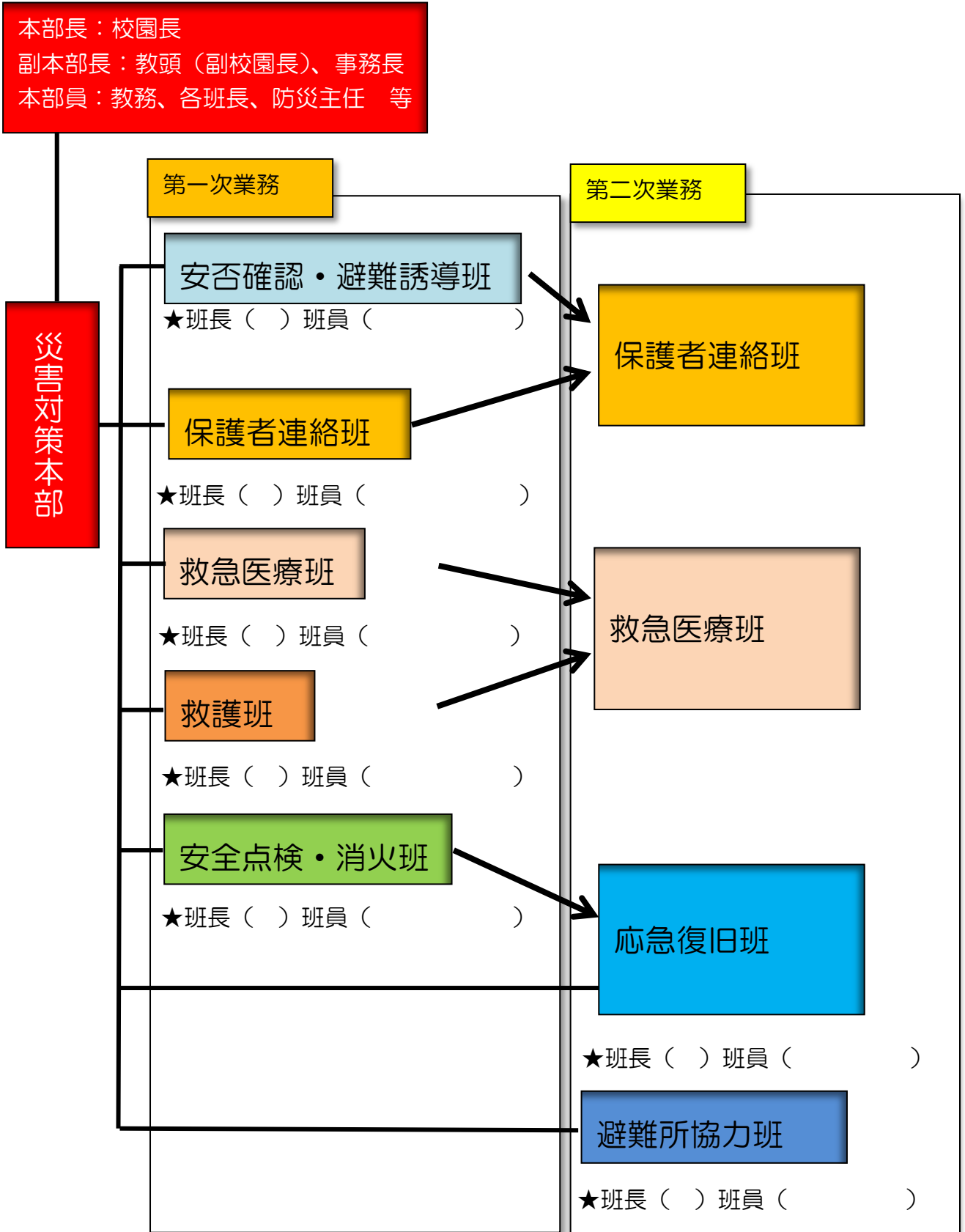
〈基本編成図〉



※第一次業務は、児童生徒等の安全が一旦確保された段階で行う業務であり、第二次業務は、被害状況に応じて行う業務として示しています。

(3) 学校災害対策本部の設置例 2

〈教職員数が少なく、時間の経過により、役割を移行する場合〉



4 備える 5 教職員の動員体制

熊本県教育庁防災計画取扱要領をもとに作成した動員体制例です。例を参考に各学校の実情に応じた動員体制を作成しておきましょう。

※市町村立学校においては、各市町村教育委員会が定める災害対策基本要領等を参照

(1) 第1 配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度5弱若しくは震度5強の地震が発生した場合又は津波警報が発表された場合				
本部設置	○災害対策本部設置				
本部長(学校園長等)		副本部長等		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・あらかじめ定められた教職員は配置につく	・あらかじめ定められた教職員は情報収集に努めつつ学校での配置につく

(1) 第2 配置例

配置発令基準	本部長が当該配置を指示した時 震度6弱以上の地震が発生した場合又は大津波警報が発表された場合				
本部設置	○災害対策本部設置				
本部長(学校園長等)		副本部長等		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・直ちに配置につく	・直ちに学校での配置につく	・全教職員が直ちに配置につく	・全教職員が情報収集に努めつつ学校での配置につく

※自らが被災し、家族や家屋が被災するなどの状況では、自らの安全を確保した上で業務にあたる。

※津波に関する情報等が発表された場合、津波浸水のおそれのある学校については対象外。

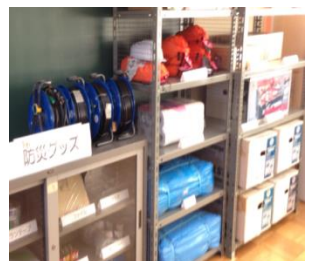
4 備える 6 災害発生時や待機時に必要となる備品や備蓄

地震動が収まってからの避難行動、その後の下校・降園や学校園に待機することを想定し、それぞれの場面で必要となる物資等を備えておくことは大切なことです。特に津波や土砂災害、水害が想定される地域では、高い場所に保管場所を設けることが大切です。また、必要と考えられる物資が揃わないときには、その代用品となるものについても考えておきましょう。さらに、障がいのある児童生徒等のための備品や備蓄についても備えておきましょう。

地震発生時の安全確保のために備えておく物資例	
頭部を保護するもの	<input type="checkbox"/> 防災ずきん <input type="checkbox"/> ヘルメット
停電時に役立つもの	<input type="checkbox"/> ハンドマイク <input type="checkbox"/> ホイッスル <input type="checkbox"/> 懐中電灯・電池式ランタン
救助・避難に役立つもの	<input type="checkbox"/> バール <input type="checkbox"/> ジャッキ <input type="checkbox"/> ノコギリ <input type="checkbox"/> 斧 <input type="checkbox"/> スコップ
二次対応のために備えておく物資例	
情報収集に役立つもの	<input type="checkbox"/> 携帯ラジオ <input type="checkbox"/> 携帯テレビ（ワンセグ） <input type="checkbox"/> 乾電池 <input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> トランシーバー
避難行動に役立つもの	<input type="checkbox"/> マスターキー <input type="checkbox"/> 手袋（軍手） <input type="checkbox"/> 防寒具 <input type="checkbox"/> 雨具 <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> ロープ
学校待機のために備えておく物資例	
生活に役立つもの	<input type="checkbox"/> 飲料水 <input type="checkbox"/> 食料 <input type="checkbox"/> 卓上コンロ（ガスボンベ） <input type="checkbox"/> テープ <input type="checkbox"/> 毛布・寝袋 <input type="checkbox"/> テント <input type="checkbox"/> 簡易トイレ <input type="checkbox"/> ビニールシート <input type="checkbox"/> バケツ <input type="checkbox"/> 暖房器具 <input type="checkbox"/> 使い捨てカイロ <input type="checkbox"/> 電子ライター <input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> 衛生用品 <input type="checkbox"/> 紙コップや紙皿 <input type="checkbox"/> 食品用ラップフィルム
救護に役立つもの	<input type="checkbox"/> AED <input type="checkbox"/> 医療品類 <input type="checkbox"/> 携帯用救急セット <input type="checkbox"/> 懐中電灯 <input type="checkbox"/> ガーゼ・包帯 <input type="checkbox"/> 副木 <input type="checkbox"/> 医療ニーズのある児童生徒等のための予備薬・器具等 <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> アルコール <input type="checkbox"/> 担架
その他	<input type="checkbox"/> 発電機 <input type="checkbox"/> ガソリン・灯油 <input type="checkbox"/> 段ボールや古新聞 <input type="checkbox"/> バリケード <input type="checkbox"/> 投光器 <input type="checkbox"/> プール水 <input type="checkbox"/> 携帯電話充電器 <input type="checkbox"/> 消火器 <input type="checkbox"/> 標識

備蓄の工夫について

児童生徒等が、学校待機時に必要となる食料や毛布などを各家庭から持ち寄り、それを学校で保管しておいたり、PTA 予算で備蓄しておく飲料水を購入し、使用しなかった場合は運動会の練習時等に、児童生徒等の飲料水として活用するなどの工夫をしている学校もあります。また災害発生時に必要となる備品の保管場所として、空き教室を防災倉庫としている学校もあります。



（児童生徒等が各家庭から持参した米や毛布） （PTA で購入した飲料水） （備品の保管場所）

平成28年熊本地震の事例

熊本地震後に行ったアンケートでは、発災直後、毛布や水、保存食を備えておく必要があったと回答した学校が多く、中には体育館の暗幕を活用し防寒対策を行った学校もありました。また、携帯電話の充電器が必要であったと回答した学校も多くありました。

救援物資が十分に届くまでに3日間ほどかかった学校もあり、備蓄については3日分を想定しておく必要があります。

5 命を守る 1 在校園時の対応行動例

地震発生

教職員

○落下物・転倒物・ガラス飛散等から身を守るように指示する。

(例) (教室にいる場合) 机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。

(教室以外にいる場合) 安全な場所に身を隠し、頭部を守りなさい。

○安心させるような声をかけ続ける。

○避難口を確保する。

【揺れがおさまった後】

○休み時間等で児童生徒等から離れている場合は、直ちに児童生徒等がいる場所に行き、指導する。

○火気の使用中であれば、あわてずに火の始末をする。

○担当職員(避難誘導班等)は、避難経路及び避難場所の安全確認をする。

○担当職員(安全点検・消火班等)は、ガスの元栓の閉鎖、火の元の確認をする。
火災が発生した場合は初期消火を行う。

○担当職員(救急医療班等)は、手当てが必要な負傷者に応急手当を行う。

児童生徒等

○「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、ガラスなどの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所に移動し、天板や天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物を避けるために速やかに校舎から離れ、中央部分に避難する。

本部長(校園長等)

○情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

○担当職員(本部等)は、携帯テレビ、ラジオ、インターネット等により、震源地、震度、津波等に関する最新情報を収集する。

○悪天候(強風雨、低温等)や地割れ、土砂崩れ、液状化現象などで、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を決定する。

本部長(校園長等)

○本部長の指示のもと、第一避難場所に避難の指示をする。(担当職員)

※停電等により、放送設備が使用できない場合を想定し、ハンドマイク等を準備しておく。

(例) 地震がおさまりましたが、余震の心配があります。(津波警報が発令されました。)先生の指示に従って、落ち着いて〇〇〇〇へ避難してください。

安全確保

情報収集

避難指示

避難誘導

教職員

- 児童生徒等の状況を速やかに掌握するとともに、名簿、引き渡しカード、ホイッスル等を携行し、児童生徒等を安全な場所に誘導する。その際、トイレ、保健室、特別教室等にいる児童生徒等の所在に留意する。
- 火災場所及びその上層階の児童生徒等の避難を優先する。
- 近くにいる教職員が協力して、集団の前後を守りながら移動する。
- 落下物に注意し、頭部を保護するよう指示する。
- 児童生徒等の不安緩和に努める。
- 負傷者の有無を確認し、必要に応じて協力者を得る。

児童生徒等

- 防災頭巾等で頭を守り、上履きのまま行動する。
- 避難の途中で教室に戻ったり、集団・隊列から離れたりしない。
- 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い避難する。

安否確認

教職員

- クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。

担任等 → 学年主任 → 教頭（副校長） → 本部長（校長）

- 担当職員（救急医療班）は、負傷者の確認とけが人の応急手当を行う。

災害対策本部設置

本部長（校長）・教職員

- 本部長等の指示により、各業務にあたる。（役割についてはP8～P9を参照）
- 必要に応じて避難住民の対応にあたる。（避難所協力班等）

被害状況確認

教職員

- 第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。
- 担当職員（応急復旧班等）は、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う（張り紙、ロープ等）
- 人的被害、施設・設備の被害状況について、教育委員会に報告する。

事後の対応処置

本部長（校長）

- 本部で、被害状況を総合的に判断し、授業再開、下校・降園（集団下校）、保護者への引き渡し等について、保護者へ連絡する。
- 対応措置について、所管教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- 指定職員は、保護者へ連絡をする。（学校一斉メール配信、電話等）
電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取り決めておく。
- ※その後の対応については「立て直す」（P19）以降を参照

5 命を守る 2 登下校・登降園時の対応行動例

地震発生

安全確保

教職員

- 学校にいる児童生徒等には、落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守らせる。
- 震源地、震度、津波等に関する情報収集に努める。
- 安否確認、状況によって登下校・登降園途中の児童生徒等の保護活動を行う。
- 学校にいる児童生徒等の避難誘導・点検等は在校園時の対応を基本とする。

児童生徒等

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- 古い建物や建設中の建物、傾いたブロック塀や石塀、自動販売機、ひび割れた道路や狭い道路、火災現場、倒れた電柱、垂れ下がった電線等に注意する。
- 崖下、川岸、橋の上、ガス漏れ箇所等からは、速やかに遠ざかる。
- 津波注意報・警報等が発令された場合は、あらかじめ指定されている高台等へ避難する。

本災害対策

本部長・教職員

- 本部長等の指示により、各種業務にあたる。
- 児童生徒等の安否確認を最優先にする。

安否確認

教職員

- 学校園に避難した児童生徒等の安否確認は、在校園時の対応を基本とする。
- 担当職員は、児童生徒等の所在を確認する。（登校園している、していない）
- 保護者へ連絡する。（一斉メール配信、電話、緊急連絡網等）

【メールの例】地震でのお子様の安否確認を行います。3つの中のいずれかを選び、ご返信ください。①「自宅」、②「保護者と一緒」、③「不明」

- 必要に応じて、通学路、避難場所を回り、安否を確認する。

児童生徒等

- 揺れがおさまったら、学校・自宅等あらかじめ決めておいた安全な場所に避難する。

被害状況の確認

教職員

- 担当職員（応急復旧班）は、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は、立入禁止・応急措置を行う。

事後の対応措置

本部長

- 児童生徒等全員の安否確認後、授業実施、休校園措置と登校園している児童生徒等の下校・降園方法、保護者への引き渡し、学校園への保護措置等について、保護者へ連絡させる。
- 対応措置について、所管教育委員会に報告する。（協議する）

教職員

- 学校園の対応について、保護者に連絡する（メール配信、電話、緊急連絡網等）
- 電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で対応を取り決めておく。
- ※その後の対応については「立て直す」P19以降を参照

5 命を守る 3 校内外活動時の対応行動例

地震発生

安全確保

教職員

- 落下物、転倒物、ガラスなどの飛散から身を守らせる。
- 地形や周囲の状況を判断して、安全確保を指示する。
- 震源地、震度、津波等に関する最新情報の収集に努める。
- 班別行動中の場合は、安否確認と保護活動を行う。
 - ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を収集し、避難・待機等を判断する。
 - ※強い揺れや長い時間ゆっくりとした揺れを感じた場合は、津波警報などの発表を待たずに高台などに避難させる。
- 手当てが必要な負傷者に対しては応急手当てを行う。

児童生徒等

- 「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」場所に避難する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関（公共交通機関も含む）を利用している場合は、乗務員の指示、放送などによる指示、誘導に従う。

避難誘導

教職員

- 安全な避難場所を判断し、児童生徒等の避難を誘導する。
- 避難後、状況を学校園に連絡する。（携帯電話・メール）

児童生徒等

- 教職員の指示に従い、迅速に行動する。
- 教職員が近くにいない場合には、安全な場所に急いで避難する。

安否確認

教職員

- 活動場所や避難場所を周り、所在、安否を確認する。
- 児童生徒等の安否確認を最優先に行う。

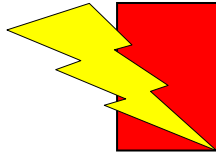
事後の対応措置

教職員

- 教職員は、被害状況、児童生徒等・教職員の安否状況などを学校に連絡しながら対応する。（復路の状況把握指示、帰校園方法、帰校園時刻の指示）
- 安否確認後、活動状況の可否を判断し、児童生徒等に伝える。
- 今後の対応について、必要に応じて保護者に連絡を行う。
- 対応措置について、所管教育委員会に報告する。（協議する）

※その後の対応については「立て直す」P 19以降参照

5 命を守る 4 在宅時の対応行動例



地震発生

教職員

各学校の動員体制に基づき、配置につく。

本部長・教職員

○本部長等の指示により、各業務にあたる。

※自らが被災し、家族、家屋が被災するなどの状況では、配置に時間がかかること
があり、自らの安全を確保した上で業務にあたる。

○必要に応じて避難住民の対応にあたる。

災害対策
本部設置

教職員

○教職員の安否を確認する。

○児童生徒等の安否を確認する（電話連絡、緊急連絡網、一斉配信メール等）。

※連絡方法はあらかじめ、複線化しておく

○クラス毎に人員と安否を確認し、本部に報告する。

担任 → 学年主任 → 教頭（副校長） → 校長

安否確認

児童生徒等

○必要に応じて、学校園に連絡する。（親戚宅等へ避難している場合や怪我をした
りした等）。

被害状況の確認

教職員

○指定職員（応急復旧班）は、施設、通学園路等の被害状況を確認し、本部に報告
する。

○危険箇所があった場合は、応急措置や立入禁止措置を行う（張り紙、ロープ等）。

○第一次避難場所が危険な場合は、第二次避難場所に誘導する。

事後の
対応措置

本部長（校長）

○対応措置について、所管教育委員会に報告する（協議する）。

教職員

○指定職員は、今後の対応等について保護者へ連絡をする（一斉メール配信、電話
等）。

電話、メールが使用できない場合を想定し、連絡方法について事前に文書等で取
り決めておく。

※その後の対応については「立て直す」P19以降を参照

6 立て直す 1 引き渡し

(1) 引き渡しの判断

○注意点

- ・津波など限られた時間での対応が迫られる場合には、保護者に対しても災害に関する情報を提供し、児童生徒等を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すなどの対応も必要です。
- ・家庭の状況により、保護者等の帰宅が困難になるような家庭の児童生徒等については、学校に留めるなどの事前の協議・確認が必要です。
- ・校内外活動中、登下校・登降園中の対応についても同様に事前の協議・確認が必要です。

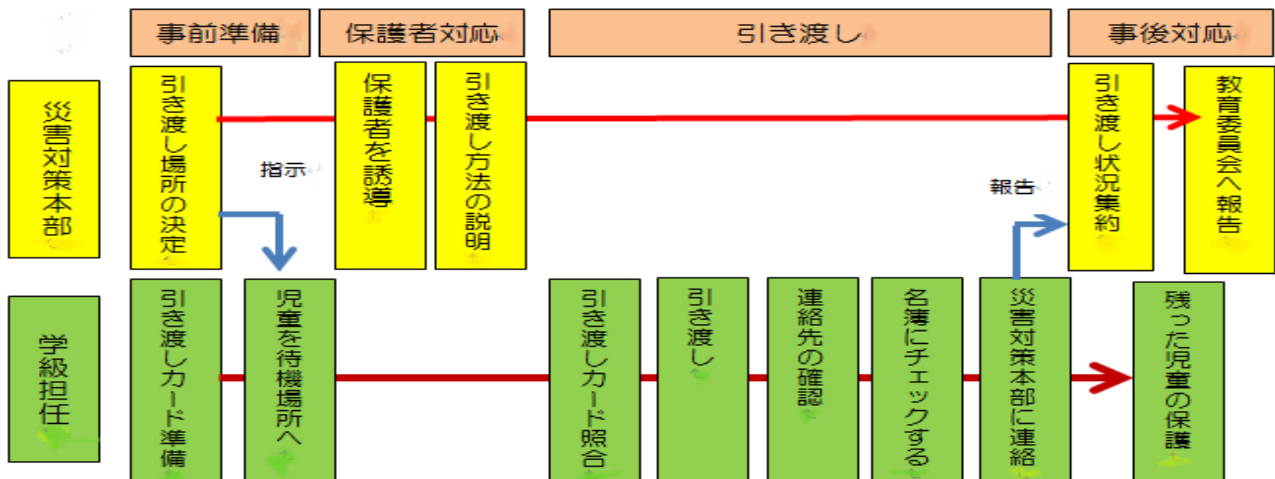
○ルール例 あくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し、設定する必要があります。

学校園を含む地域の震度	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、児童生徒等を学校で保護しておく。	津波に関する警報・注意報	大津波警報 津波警報	保護者への引き渡しをしない。警報が解除され、安全が確認された後に引き渡す。
	震度4以下	原則として下校・降園させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者から届け出がある児童生徒等については学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。		津波注意報	津波の到達予測時間等を考慮して引き渡しを判断する。左表の学校園を含む地域の震度に基づいて判断する。

(2) 学校に待機させる場合の留意点（小学校の例）

- ・不安を訴える児童生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医と連携を図る。
- ・近隣からの火災の対応や、津波などの対応が十分とれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及び場合を想定して、食料の確保や宿泊の対応なども考えておく。

(3) 引き渡し手順の明確化



(4) 児童生徒等引き渡しカード例

児童生徒等名		性別		学年・学級	年 組 () 号
引き取り者名		児童生徒等 との関係		電話	
兄弟姉妹	年 組 () 号 氏名				
	年 組 () 号 氏名				
	年 組 () 号 氏名				
緊急連絡先	電話 ()				
震度4以下でも、交通機関に影響が出た場合には児童生徒等を学校に待機させますか。待機を希望する場合には右の欄に○をつけてください。					チェック欄

(引き渡し時記入事項)

引き取り者署名		児童生徒等との関係	
避難場所			
引き渡し日時	月	日	時 分
		教職員名	

引き取り者がいない児童生徒等は

児童生徒等が引き取られるまで、安全な場所に集め、その場から離れないように座らせ、落ち着かせる。必ず教職員が一人は側につき、児童生徒等に安心感を与える。

落ち着いた段階で自宅に送り届けるが、自宅に家族が不在の場合は、張り紙をしておき、引き取り者がくるまで、学校園で預かる。児童生徒等に不安を抱かせないように配慮することが大切である。電話が回復すれば勤務先又は緊急連絡先に電話する。

6 立て直す 2 安否確認

(1) 安否確認の内容と教職員の対応

安否確認で確認する項目や学校園からの連絡内容については右記のような例が考えられますが、児童生徒等の情報収集と併せ、学校からの発信情報についても伝えておくことが大切です。

安否確認の内容（例）	
<input type="checkbox"/>	児童生徒等及び家族の安否・けがの有無
<input type="checkbox"/>	被災状況
	・児童生徒等の様子
	・困っていることや不足している物資
<input type="checkbox"/>	居場所（避難先）
<input type="checkbox"/>	今後の連絡先・連絡方法
<input type="checkbox"/>	安否確認できていない児童生徒等の情報

勤務時間外であっても、児童生徒等の安否確認をすることが求められます。安否確認についてマニュアルに明記するとともに、緊急連絡網などと併せ、いつでも確認ができるようにしておくことが大切です。

安否確認（例）				
学区内の震度	安否確認	児童生徒等の在宅時		登下校・登降園時
		電話・電子メール 使用可能	電話・電子メール 使用不能	
6弱以上	行う	電子メール 電話連絡	家庭訪問 避難所訪問	通学園路を たどって
5強				
5弱	状況判断			
4	行わない	行わない		行わない

(2) 連絡・通信手段の複線化

大規模な地震が起こった後は、しばらく通信機器の被災や回線の混乱により、学校園と保護者が電話で連絡を取り合うことは難しい状況になることが考えられます。電話回線に比べて、インターネットは比較的災害に強いと言われています。電子メールやホームページなど電話以外の通信手段、情報発信手段を準備することで、災害時の情報収集・発信能力を高めることができます。

平成28年熊本地震の事例から

熊本地震では、県外へ避難した児童生徒等もいたため、最終的に児童生徒全員の安否が確認できたのは、4月14日の前震発生から13日後の4月27日でした。多くの学校では、緊急時に連絡を行う電話連絡網を作成していましたが、地震発生当初は、電話がつながりにくく安否確認に時間を要しました。

その一方、学校一斉メールを導入していた学校では、デジタルデータでの通信であるため、電話よりもつながりやすく、学校からの連絡や児童生徒等の安否確認等に活用することができました。

また、新入学園児童生徒等は入学園直後であり、学校一斉メールの登録ができておらず、安否確認がうまくできなかったという課題も生じました。

学校の教職員が、「〇〇学校の教職員です。〇〇学校の児童について知っている人は声をかけてください」というゼッケンを身に付け避難所を周り、安否確認を行ったという事例もありました。

6 立て直す 3 避難所協力

(1) 教職員の協力体制の整備

学校施設が避難所となる場合には、おおよそ下図のようなプロセス(一例)が考えられます。各自治体が作成している避難所の開設や運営マニュアルと併せ、教職員が協力できる内容について関係機関とあらかじめ調整しておく必要があります。

	災害状況	避難所としての機能	協力内容として考えられる例
救命避難期	(直後～) 地震・津波発生 ライフラインの途絶 地域社会の混乱 継続する余震 等	地震発生 地域住民等の学校への避難	<ul style="list-style-type: none"> 施設設備の安全点検 開放区域の明示 駐車場を含む誘導 等
生命確保期	(数分後～) 消防・警察・自衛隊等の 救助開始 救援物資等	避難所開設 避難所の管理・運営	市町村職員の避難所への配置 <ul style="list-style-type: none"> 名簿作成 関係機関への情報伝達と収集 水や食料等の確保 備蓄品管理と仕分け、配布等 衛生環境整備
生活確保期	(数日後～) 応急危険度判定士による安全点検 (学校から担当部局への要請も必要な場合がある)	自治組織の立ち上がり 自治組織の確立	
学校機能再開期	(数週間後～) 仮設住宅等への入居等	避難所機能と学校機能の同居 避難所機能の解消と学校機能の正常化	<ul style="list-style-type: none"> 自治組織への協力 ボランティア等との調整 要援護者への協力 等
		日常生活の回復	<ul style="list-style-type: none"> 学校機能再開のための準備

【平成28年熊本地震の事例】

校種	全校数	避難所開設	開設割合	最大避難者数
小学校	364校	140校	38%	11,578人
中学校	161校	59校	37%	5,075人
高等学校	56校	20校	39%	10,670人
特別支援学校	18校	3校	17%	610人
計	599校	223校	38%	27,933人

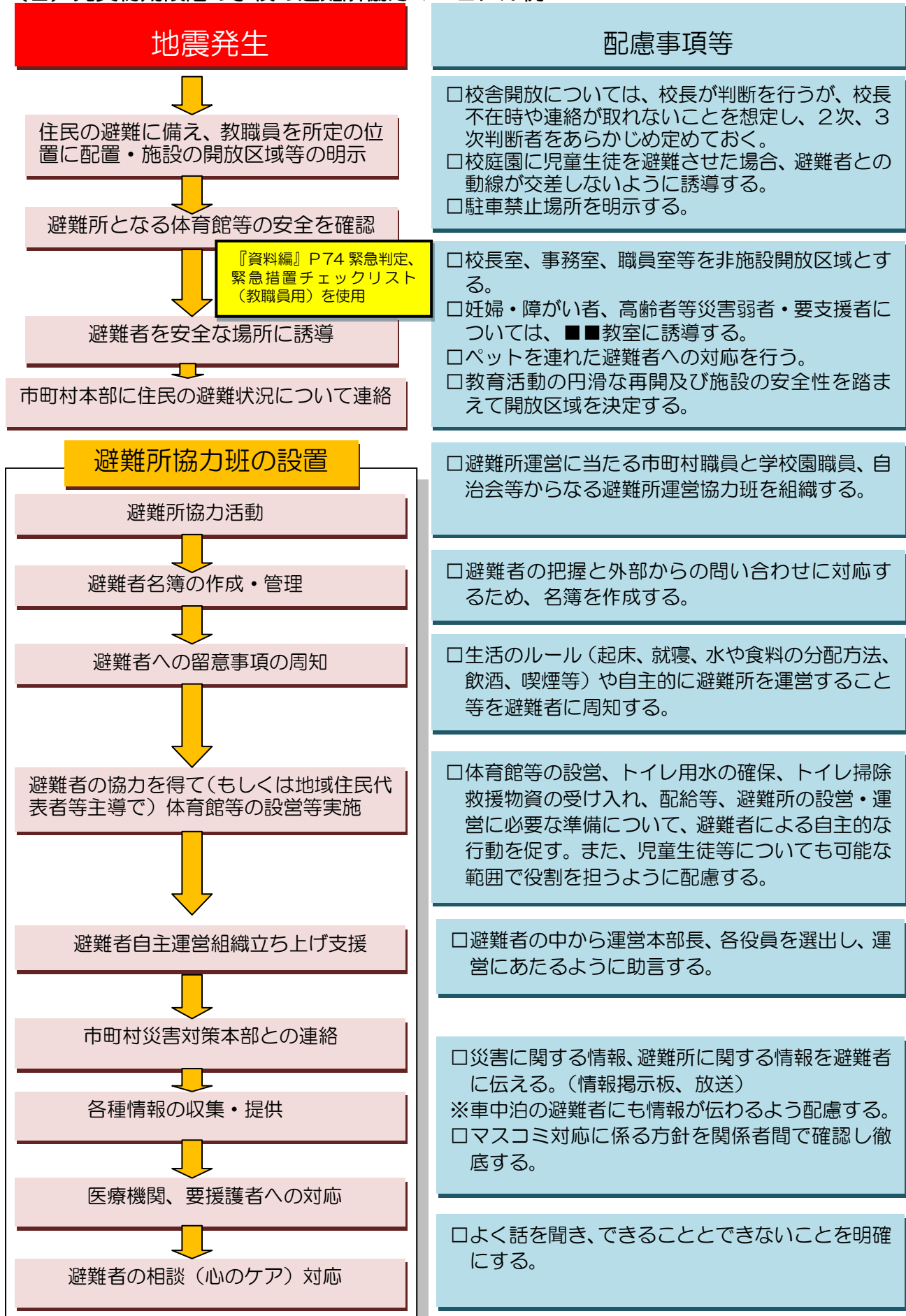
平成28年熊本地震では、多くの学校が被災し、ピーク時には、地域防災計画上の指定の有無に拘わらず、223校の施設が避難所となり、最大2,000人を受け入れた学校もありました。

避難所になった学校への聞き取りでは、避難所開設時、水、毛布、食料、携帯トイレ、トイレトーパーなどの備蓄が必要であったと回答した学校が多くありました。

避難所になった学校の中には、自治会長、市職員、学校、ボランティア等で、自治組織を作り、下記のような役割分担をして避難所運営を行った学校もありました。

- 自治会長・・・ボランティアの統括、外部支援団体との連携等
- 市職員・・・自治組織の要望を市に伝える。避難所名簿の作成等
- 学校・・・施設使用等に関する要望への対応等
- 派遣職員・・・支援物資の管理や帳簿作成等
- 医療チーム・・・避難所での応急手当や衛生管理等

(2) 発災初期段階の学校の避難所協カマニュアル例



6 立て直す 4 心のケア

(1) 体制づくりと教職員の役割

事件・事故災害時におけるストレス症状のある児童生徒等への対応については、健康観察等により児童生徒等の異変に気付き、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や主治医等と連携を密に取り、校内組織と連携して組織的に支援に当たることが大切です。

A：震災から学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と組織体制の確立

管 理 職	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の安否確認、被災状況、心身の健康状態を把握するよう指示 <input type="checkbox"/> 臨時の学校環境衛生検査の実施について検討 <input type="checkbox"/> 教職員間での情報共有 <input type="checkbox"/> 心のケアに向けた組織体制・役割分担の確認 <input type="checkbox"/> 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成 <input type="checkbox"/> 地域関係機関等との協力体制の確立 <input type="checkbox"/> 保護者との連携・健康観察強化依頼 <input type="checkbox"/> 緊急支援チームの受け入れ <input type="checkbox"/> 報道関係機関への対応 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応
養 護 教 諭	<input type="checkbox"/> 安否確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化・担任との連携等 <input type="checkbox"/> 保健室の状況確認と整備 <input type="checkbox"/> 管理職やカウンセラーとの連携 <input type="checkbox"/> 学校医、学校薬剤師との連携 <input type="checkbox"/> 心のケアに関する啓発資料の準備（くまもと心の自己回復プログラム等） <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応
学 級 担 任 等	<input type="checkbox"/> 安否確認と心身の健康状態の把握 <input type="checkbox"/> 家庭訪問、避難所訪問 ・児童生徒等の家庭の被災状況確認 <input type="checkbox"/> 学校再開へ向けての準備 ・学校内の被災状況、衛生状況の調査 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応

学校医とカウンセラー等

B：学校再開から1週間

心身の健康状態の把握と支援活動

管 理 職	<input type="checkbox"/> 児童生徒等の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の徹底 ・質問紙調査等 ・家庭での様子調査・相談希望調査 ・臨時健康診断の検討・個別面談 ・教職員間での情報共有・医療機関等との連携 <input type="checkbox"/> 保護者への啓発活動実施の指示 ・健康観察の強化・啓発資料配付 <input type="checkbox"/> 心のケアに関する講話の実施 <input type="checkbox"/> 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次被害の防止 <input type="checkbox"/> 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応
養 護 教 諭	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察強化・担任等との連携 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査等 <input type="checkbox"/> 保健だより等の啓発資料配付 <input type="checkbox"/> 管理職やカウンセラーとの連携 <input type="checkbox"/> 心のケアに関する保健指導の実施 <input type="checkbox"/> 健康相談の実施 <input type="checkbox"/> 専門機関との連携 <input type="checkbox"/> 感染症予防対策 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応
学 級 担 任 等	<input type="checkbox"/> 心身の健康状態の把握 ・健康観察の徹底 ・心のケア質問紙調査、相談希望調査 <input type="checkbox"/> 教職員間での情報共有 <input type="checkbox"/> 保護者との連携 ・啓発資料の配付、健康観察強化依頼、個別指導 <input type="checkbox"/> 養護教諭との連携 <input checked="" type="checkbox"/> 障がいや慢性疾患のある児童生徒等への対応

継
続
支
援

- 災害概要把握と学校内の対応状況確認
- 児童生徒等メンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う
- 教職員へのコンサルテーションを行う
- 児童生徒等や保護者への個別面談準備
- 養護教諭と協力し、心のケアの資料準備
- 関係機関との連携に関するつなぎ役

- 〈児童生徒等や保護者に対して〉
- 児童生徒等や保護者への個別面談
 - 必要に応じた地域の専門機関への紹介
- 〈教職員に対して〉
- 児童生徒等対応の助言やストレス対応研修
 - 校内関係委員会に参加し、共通理解を図る
 - 個別支援

(2) 危機発生時における健康観察のポイント

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント	
体の健康状態	心の健康状態
<input type="checkbox"/> 食欲の異常（拒食・過食）はないか <input type="checkbox"/> 睡眠はとれているか <input type="checkbox"/> 吐き気・嘔吐が続いていないか <input type="checkbox"/> 下痢・便秘が続いていないか <input type="checkbox"/> 頭痛が持続していないか <input type="checkbox"/> 尿の回数が異常に増えていないか <input type="checkbox"/> 体がだるくないか	<input type="checkbox"/> 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか <input type="checkbox"/> 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか <input type="checkbox"/> イライラ、ビクビクしていないか <input type="checkbox"/> 攻撃的、乱暴になっていないか <input type="checkbox"/> 元気がなく、ぼんやりしていないか <input type="checkbox"/> 孤立や閉じこもりはないか <input type="checkbox"/> 無表情になっていないか



参照「学校における子供の心のケア」

(平成26年3月 文部科学省)

くまもと心の自己回復プログラム

(熊本県教育委員会)

※自然災害などによるPTSD症状は、最初は症状が目立たないケースや直後の症状が一度軽減した後の2～3か月後に発症するケースがあり、被災直後だけでなく、継続的に健康観察を実施することが必要です。

6 立て直す 5 学校再開に向けて

学校再開に向けた取組例

児童生徒等、教職員の被害状況の確認

- 児童生徒等の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、児童生徒等の被災状況を確認する（避難先、連絡方法、健康状態等）

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在の確認

○地域、PTA と連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校園施設・設備等の点検

- 建造部材、非構造部材の点検と補修
- ライフライン（水道、電気、ガス等）の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設トイレ設置の要請
- 校舎内外の清掃・消毒

○校舎や施設設備等の使用再開について、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する
○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。
○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。

給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。
○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。
○食物アレルギーを有する児童生徒等について十分な配慮を行う。

通学路方法確認と通学路安全点検

- 通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認
- スクールバス等の確保
- 安全な通学路及び通学方法の決定

○通学路の安全点検を実施し、危険箇所については関係機関へ連絡するとともに教職員で共有する。
○被災状況により通学路や通学手段の変更を行い、登下校の安全を確保できるようにする。
○視覚や聴覚に障がいのある児童生徒等に対する確実な情報伝達等の対応も含め、安全確保について十分配慮する。

教育環境の整備

- 授業形態の検討
- 教材教具の確保
- 運動ができる場所の確保
- 支援物資の取りまとめ
- 心のケア（スクールカウンセラーとの連携）
- マスコミ、外部ボランティア団体対応
- 学校行事や体育等の授業の在り方

○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。
○教科書、学用品の滅失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
○定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに SC の派遣や「くまもと心の自己回復力を高める指導展開例」活用など心のケア対策を講じる。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校園施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルールの確認をする。

7 1 幼稚園における防災マニュアル作成上の留意点

幼稚園の中には、広範囲から送迎バス等を利用し園児が登降園している場合があります。長時間の預かり保育実施等による在園時間中、保護者等がすぐに迎えに来られないことも予測されます。このため幼稚園においては他章に示す内容に加え、本章に示す内容を踏まえて対応することが重要です。特に引き渡しについては、様々な状況を想定した十分な事前対応が必要となります。

(1) 幼稚園の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

事前の危機管理【備える】	
体制整備	<p>□引き渡しに向けた体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 保護者が引き取りに来られない場合の代理者を登録し、それ以外には引き渡さないことを保護者と確認しておく。 保護者が引き渡しカードを持参できない場合を想定し、在籍者名簿等と照会の上、引き取り者のサイン等で引き渡す手立ても考え、教職員間で共通理解を図る。 担当が引き渡せない場合を想定し、引き渡し者を確認できる名簿等の保管場所・方法を共通理解しておく。(通園バス乗車中、園外保育時と同様) <p>□配慮を要する幼児への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> 配慮を要する幼児の特徴や個別の配慮事項について、全教職員で共通理解を図る。 災害時の引き渡し方法について、個別に保護者と確認する。

事後の危機管理【立て直す】	
引き渡しと待機	<p>□多様な保育形態の中での災害発生を想定し、保護者引き渡しまでの手順を明確にする</p> <ul style="list-style-type: none"> 正規教職員と臨時教職員の連携を密にし、いかなる状況でも、即座に正確な在校園児数の確認ができるようにする。 特に全教職員が揃わない早期の預かり保育などを実施している園では、その時間帯の状況に応じた対応がとれるよう共通理解を図る。 保護者の不安度が高まり、正常な行動がとれない場合や、乳児を抱え移動が困難な場合が考えられる。一部の親子への対応のため時間をとられ、引き取りの際に混乱が生じないように、保護者に伝える文言や指示を簡潔・明快にして教職員間で共通理解を図る。 <p>□避難先となることを想定した体制整備</p> <p>※避難所として指定されていない場合でも、被害にあったり親子で家庭にいたことが不安になったりして、在園時親子や地域住民が幼稚園を頼ってくる場合が予想される。一定期間、幼稚園が避難先となることを想定して体制を整備しておく</p> <ul style="list-style-type: none"> 手順(①施設安全確認後、開放準備 ②開放場所明示・避難者誘導 ③名簿作成 ④情報収集と情報発信 ⑤衛生対策、救急用品の整備 ⑥備蓄品の管理、配布) 部屋割りの配慮(職員室等、個人情報や通信機器がある部屋は本部として使い、一般の立ち入りを禁止する。) <p>○本部(運営・管理、通信) ○医療活動やカウンセリングの場所 ○最小限の保育場所</p>

心のケア	<p>□日々の健康観察における観点</p> <ul style="list-style-type: none"> □チック、どもり、指しゃぶり、赤ちゃん返りが見られる。 □母親等、世話をする人にまとわりつく。 □甘える、ぐずる、泣くなど扱いにくくなる。 □すぐ怒るなど、興奮しやすい。 □音に過敏になり、驚く。 □急に体を硬くする。 □無口になる。又は、うまく話せなくなる。 □表情が乏しくなる。 □夜一人になることや寝ることを怖がる。 □夜中に目を覚ます。夜泣きが見られる。 □おもらし、夜尿が見られる。トイレに一人で行けない。 □体の痛みや具合の悪さを訴えるが、医者に見せても異常がない。 □食欲がない。又は、食べ過ぎる □便秘あるいは下痢による。 □わがままになる。又は、我慢しすぎる。 □衝撃的な体験に関連した遊びをする。 □元気がなく、今までのように遊ばない。
------	---

(2) 預かり保育中など多様な状況下での避難誘導・引き渡しについて

多様な状況下での避難誘導、保護者等への引き渡し訓練を実施します。なお、教職員は避難場所を確認しておく必要があります。

多様な状況下での避難訓練（例）	
園内	<p>□一斉活動遊び、食事などの園内保育時</p> <p>□朝や午後の預かり保育時 ※預かり保育担当職員は、預かり保育児名簿を携帯し、出席人数を常に把握する。災害発生時は人員を瞬時に確認し、正確に報告できるようにする。</p> <p>□園庭開放時</p> <p>□登降園時における幼児の引き渡し等</p>
園外	<p>□園外保育時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近隣の散歩や施設訪問中 ・遠足（バス利用中、電車利用中）
登降園途中	<p>□徒歩等登降園中</p> <p>□送迎バス運行中</p>

7 2 特別支援学校における防災マニュアル作成上の留意点

障がいのある児童生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をする際、様々な困難が予想されます。学校においては、一人一人の予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う必要があります。なお、障がい種別により対応が大きく異なる点があることにも留意します。

(1) 障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障

障がいのある児童生徒等が災害時に陥りやすい支障例	
情報の理解や意思表示	<ul style="list-style-type: none"> 情報の理解・判断に時間を要したり、できないことがある。 自分から意思を伝えることが困難なことがある。 全体への緊急情報伝達だけでは情報伝達漏れが生じやすく、視覚障がいや聴覚障がいでは、障がいに応じた情報伝達方法の配慮が必要である。また、知的障がいのある児童生徒等には、個別に簡潔な指示を与える必要がある。
危険回避行動	<ul style="list-style-type: none"> 危険の認知が難しい場合がある。 臨機応変な対応が難しく、落下物等から逃げるなどの危険回避が遅れることがある。 風水害時の強風や濁流等に抗することが難しい。 危険回避しようと慌てて行動することがある。 けがなどをして的確に訴えず、周囲が気付かないことがある。
避難行動	<ul style="list-style-type: none"> 落下物や転倒物、段差や傾斜により避難行動に支障が生じることがある（肢体不自由・視覚障がい）。 エレベーターが使えない状況で、階下や屋上への避難に支障が生じることがある（肢体不自由）。
生活・生命維持	<ul style="list-style-type: none"> 薬や医療用具・機器がないと生命・生活の維持が難しい。 避難時の天候や気温によっては生命の危険がある。
非日常への適応	<ul style="list-style-type: none"> 経験したことのない場面や急激な環境の変化に、うまく対応できないことがある。 不安な気持ちが被災により増幅され、普段以上に感情のコントロールができなくなる可能性がある。

(2) 特別支援学校の特性に応じた防災マニュアル作成時の留意点

事後の危機管理【備える】	
体制整備と備蓄	<p>□障がい特性に応じた災害時の使用物品例</p> <ul style="list-style-type: none"> 避難行動：避難帯/担架や代用品（毛布等）/車椅子/誘導ロープ/メガホン/絵カード等 避難生活【食事・排せつ・睡眠・コミュニケーション】マッシャー・調理ばさみ・とりみ剤/紙おむつ・おしり拭き・ビニール袋・手袋/アルコール/筆談ボード/ラジオ 等 <p>□医療ニーズに応じた使用物品と備蓄品の例（生命維持）</p> <ul style="list-style-type: none"> 医療ニーズ：呼吸管理（気管切開等）/経管栄養/アレルギー/体温管理/服薬 等 使用物品：吸引・経管等の医療機器や医療器具/医療機器のバッテリー/毛布やカイロ・防寒着/扇風機/医療機関の指示書/災害時預かり薬（3日以上）/発電機（複数台）と燃料/簡易コンロと鍋（経管栄養の加温用） 等 備蓄品：アレルギー対応食品/服薬のための水・コップ・ストロー/アルコール 等 <p>※生命維持に電源が必要な場合は、発電機を複数台用意して故障に備える ※訪問教育のスクーリングで登校する児童生徒等の必要物品を備蓄する。 ※栄養士は備蓄食料を使った数日分の献立を作成してみる。</p>

<p>体制整備 と備蓄</p>	<p>□個人用の必要物品のリュック</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人用食料/安心グッズ/医療器具等/紙おむつ等/防寒着等/補聴器用ボタン電池 <p>※アレルギーや食のこだわりなどがある場合は食べられるものをリュックに詰める。その他、避難生活に必要な物品をリュックにまとめて携行できるように準備すると、避難時に活用することができる。リュックの内容は定期的に点検する。</p> <p>□登下校中の地震発生や地震後の通信障害など様々な状況を想定した準備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒等の通学経路と時間の目安（経路上の避難場所や交番等） ・津波・火災等の二次災害に備えた通学バスの時間ごとの避難場所・経路 ・通信手段の途絶に備えた地区別担当者の設定：安否確認/学校からの連絡事項の伝達 ・災害用児童生徒等名簿：緊急連絡先/自宅以外の避難予定先（複数）/放課後ケア等の利用状況 <p>□保護者との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自力通学児童生徒等の保護者には、登下校中の発災時の探索保護の依頼。 ・訪問指導先の保護者と、地震発生時の避難場所の確認や必要物品の準備等の話し合い。 ・居住地区で行われている地域行事・防災訓練への参加の奨励 <p>※居住地域での理解者・支援者を増やしておくことが、災害時の助け合いにつながる。</p> <p>□登下校中の二次災害等について関係者間で共通理解を図る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学バスの二次対応や引き渡し（通学バス業者・保護者） ・登下校中の自力通学生生の保護や緊急時の行動についての教育（保護者・生徒） <p>□関係機関との事前の協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通学バス業者/福祉サービス提供事業者（放課後ケア・移動支援者）/寄宿舍/訪問指導先施設等
<p>施設設備 等の点検</p>	<p>□障がいの状態等に応じた施設設備の点検</p>
<p>避難訓練</p>	<p>□実際の災害時に近い状況で訓練を行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電/エレベーター利用不可/緊急地震速報/津波等の二次災害の発生と避難/備蓄食料の試食 <p>□実発電機を使った医療機器等の試運転</p> <p>※発電機等の点検にもなり、実際の震災場面での練習にもなる。</p>

<p>発生時の危機管理【命を守る】</p>	
<p>初期対応 二次対応</p>	<p>□簡潔な言葉や手話などで今の状況（地震発生）の理解とこれからの見通しを持たせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ・これからの見通し（保護者迎えまでみんなと過ごす、〇〇に避難する、余震があります 等） ・避難指示は肯定形で（押さない→ゆっくり、かけない→歩きます 等） <p>※避難訓練で見通しの絵カード、肯定形の指示などを用いて練習することが災害時にも生きてくる。</p> <p>※避難訓練を繰り返すことで、災害が起こった時にも見通しを持って行動できるようになる。</p>

事後の危機管理【立て直す】	
引き渡しと待機	<input type="checkbox"/> 学校避難 <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒等の状況（パニックの有無、健康状態等）や自宅の被災状況、避難所の状況によっては、保護者に引き渡した後そのまま学校に待機させることも検討する。 ※自校の児童生徒等や家族が、学校に避難してくる状況も考えられる。
安否確認	<input type="checkbox"/> 通学経路での自力通学児童生徒等の安否確認・保護 <ul style="list-style-type: none"> 通学時間中の発災の場合、各経路に教職員を派遣し、通学経路に沿って生徒を探索し、保護する。
避難所協力	<input type="checkbox"/> 児童生徒等のいる避難所等への巡回 <ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所に指定されている場合には、避難所のスタッフや周囲の避難者への協力要請：障がい特性/支援方法/別室対応の必要性 等 <input type="checkbox"/> 避難所開設への協力 <ul style="list-style-type: none"> 要援護者（高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等）についてのアドバイスを地域からあらかじめ得ておく。
心のケア 学校再開前	<input type="checkbox"/> 家庭訪問と臨機応変な登校指導 <p>※家庭訪問や避難所の巡回により、児童生徒等の状況を把握し、心のケア等の支援を行うことが考えられる。家庭の状況によっては学校等の支援が必要になるケースも考えられる。学校再開まで時間がかかる場合には、臨機応変に登校可能日を設け、NPO等の支援者の力を借りるなどして学校で過ごす時間の確保を検討する。</p>
心のケア 学校再開後	<input type="checkbox"/> 安心・安全な生活環境を整える <ul style="list-style-type: none"> 大きな災害に遭遇し、状態が変化している児童生徒等に対しては、以下のような対応が考えられる。 ストレスの要因の低減：イヤーマフ/ついたて 等

【資料編】学校防災年間計画（中学校の例）

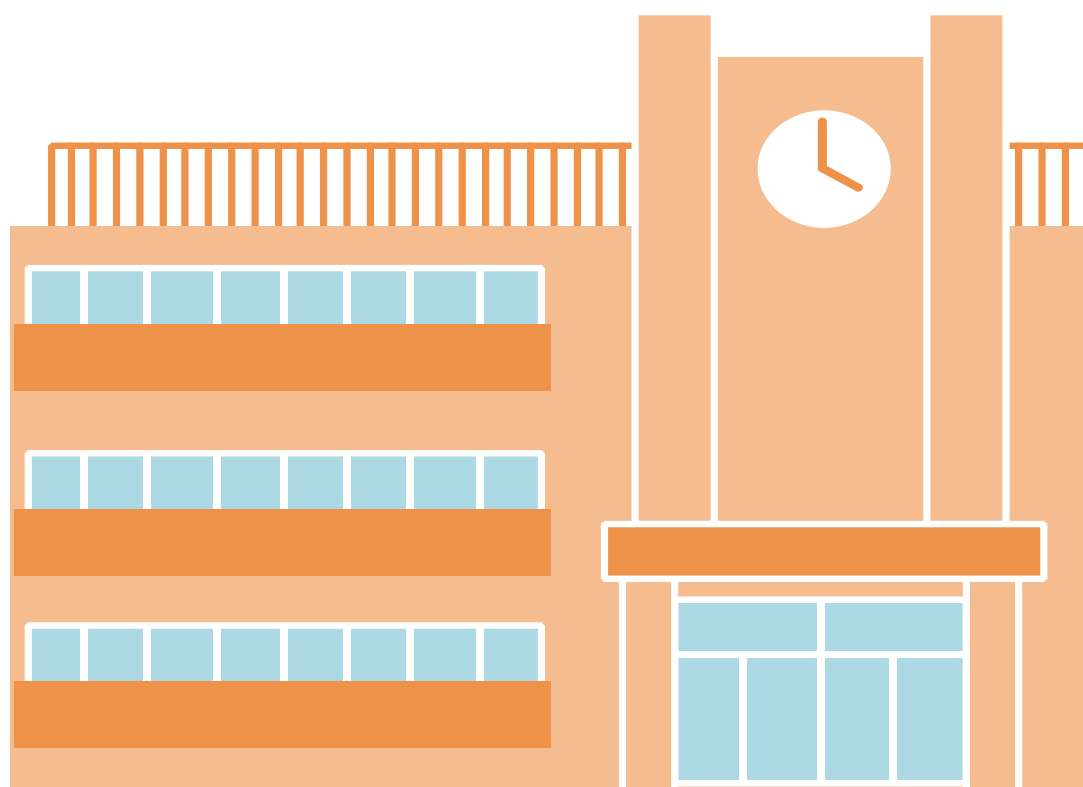
児童生徒等及び教職員の防災対応能力向上のためには、防災教育、防災管理、組織活動について、防災年間計画を作成し、体系的・計画的に実施することが必要です。

月	防災教育（防災学習・防災指導）			防災管理	組織活動
	教科	道徳	特別活動その他	関連行事	
4	日本の様々な地域 （社会）	生命の尊さ	・災害時の安全な避難と日常の備え	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・危機管理研修 ・地震対応ショート訓練 ・地域学校安全委員会 	
5			・防災マップづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・心肺蘇生法実技講習会 	
6			・風水害から身を守る（学校安全教育指導の手引）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・地震対応ショート訓練 	
7	傷害の防止（保体）		・夏休みの過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 	
8				<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修会 ・地域学校安全委員会 	
9		自然愛護	・地震災害時の安全（学校安全教育指導の手引）	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・地域合同避難訓練 	
10	衣生活・住生活と自立（技術・家庭）			<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・防災研修 	
11			・地震の危険と避難	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・熊本シェイクアウト訓練 ・避難訓練（火災） 	
12			・冬休みの過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 	
1		思いやり 感謝		<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・地震対応ショート訓練 	
2	大地の成り立ちと変化（理科1年） 自然と人間（理科3年）			<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・地域学校安全委員会 	
3		社会参画 公共の精神	・春休みの過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・安全点検 ・学校防災に関する評価と反省 	

※教科については、『『生きる力』を育む防災教育の展開』（文部科学省）の P15（3）学習指導要領等における主な防災教育関連記述を参照

学校施設の点検ハンドブック

平成27年12月



※ 内容の一部を熊本県版として編集しています。(平成29年3月)

はじめに

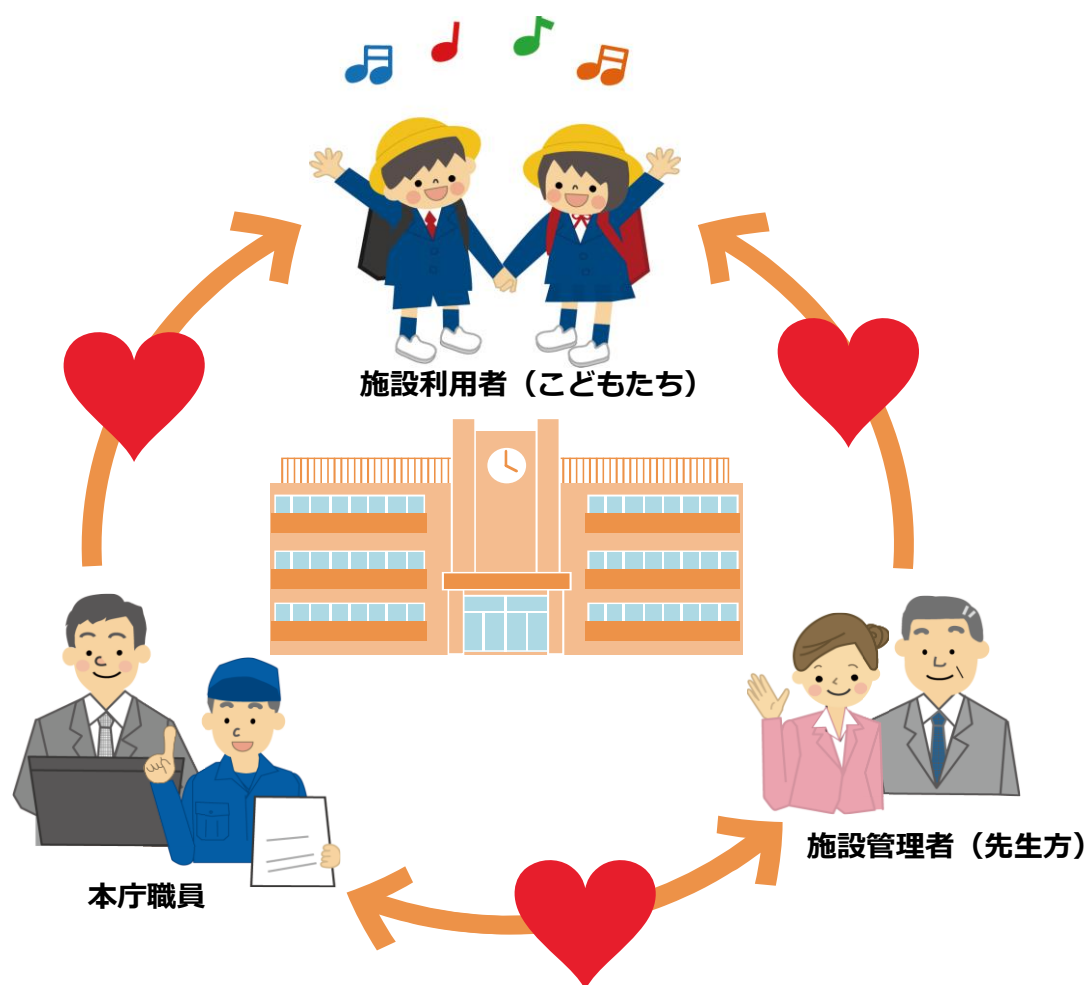
建物は老朽化に伴い不具合を起こします。時にその不具合が、命にかかわることもあります。全国的に広がる、公共建築物の老朽化の進行により、今後、ますます建物の不具合による事故のリスクが高まっていきます。このような中で、安全を確保していくためには、早期に不具合を見つけ出し、きちんと改善していく必要があります。

建物の不具合を早期に見つけ出すことは、いち早く異変に気付くことであり、施設管理者のみならず、皆さまの協力なくしてはできません。

一方で技術部門は施設管理部門のサポートをし、財政・企画部門は情報を受け取り確実に予算化につなげる必要があります。**関係者が寄り添って支援し、施設管理者は安心して相談できる関係を築くことで、両者がホスピタリティを持って施設利用者にサービス提供する、「ホスピタリティサイクル」を回していくことが重要です。**

この施設点検ハンドブックは、施設管理者が建物・設備の点検を行う際に知っておきたい、点検の基礎知識、各点検項目の内容、点検シートや不具合時の報告シートなどの様式等についてまとめました。

利用者に安全で快適に施設を使っていただくため、また、今ある施設を保全して未来へとつなげていくため、このハンドブックを活用していただければ幸いです。



どんな点検があるの？

建物を適正に保全するための点検には、技術者が行う法定点検と施設管理者が安全性や快適性を維持するために行う点検があります。
どちらも大変重要な点検です。

技術者が行う点検（法定点検）

利用者の安全を確保するために必要な義務であり、各種法律に基づき専門の技術者が行います。

さまざまな法定点検（点検項目一覧表参照）がありますが、建物全体の状態を確認する点検として、建築基準法第12条による定期点検（以下12条点検）があります。

施設管理者が行う点検

不具合があると安全上の問題があるものや、非常時の避難にかかるもの等については、法定点検だけでは十分とは言えず、施設管理者による日々のチェックが大変重要です。

● 日常点検

頻度：毎日

項目：不具合が命にかかわるもの

事故防止等の安全管理上、緊急性が高い項目について日々施設を使う中でチェックをします。不具合が見つかった場合は、早急な対応が必要です。

● 周期点検

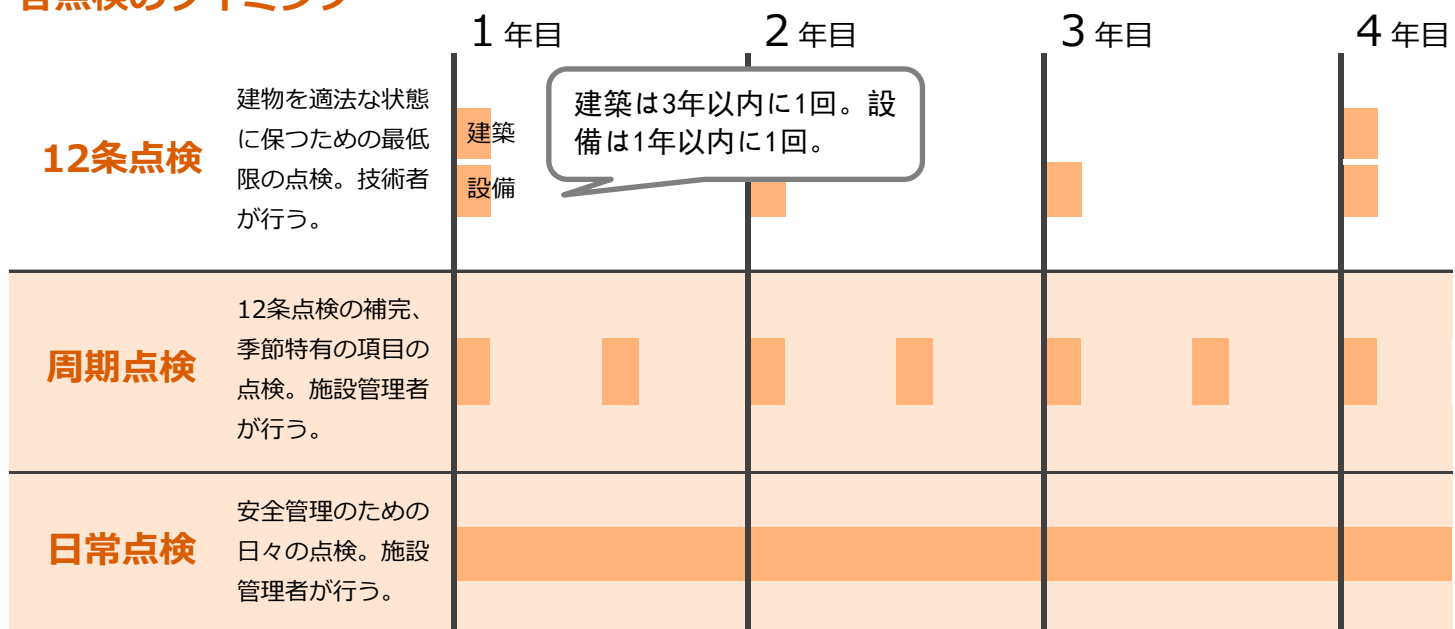
頻度：数か月～1年に1回

項目：季節や学校行事によって必要なもの、建物全体

12条点検を補完し不具合箇所を早期発見するため、ある時期や特定の季節に起こりやすい不具合の予防や、各学校行事に必要な安全性を確保することを目的に行います。

なお、12条点検の対象外となる施設については、この点検が施設全体を見るメインの点検となります。

各点検のタイミング



日常点検とは

建物が安全であるためには、「建物が安全な状態にあるか常に意識する」ということが大変重要です。日常点検とは、不具合に対する感度を高め、日常業務の中で五感を使って異変に気づくようにするというものです。

日常業務の中に点検の視点を組み込む

毎日実施するものなので、日常業務の負担にならないように工夫しましょう。

●校内巡回などに併せて

校長先生や教頭先生が校内を巡回される際に、建物の安全に関する視点を加えるなど、これまでも行っていた業務と併せて実施しましょう。

●多くの人の目で

先生方全員が、建物の異変について日常業務の中で気に掛けるようにしていただければ、より安心です。

異常がみつかったらすぐに報告を

「命にかかわるもの」と思われる異常が見つかった際は、すぐに施設所管課に連絡してください。施設所管課は、状況に応じて技術部門と連携し、速やかに対応しましょう。

●不具合箇所報告&対応記録シート

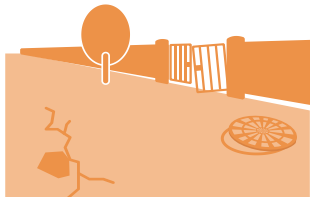
報告の際に活用してください。緊急の場合は、電話連絡とし、シートは後日提出してください。

不具合の記録を残すことで、繰り返し起こる不具合の原因を突き止めたり、施設管理担当者が異動になった際にもスムーズに業務を引き継ぐことができます。

point



日常点検のポイント



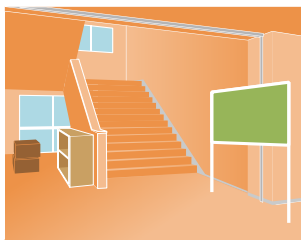
敷地・外構の点検

- ①舗装のひび割れ・陥没・傾斜・損傷
- ②マンホールや溝蓋の外れ・損傷
- ③門やフェンスの傾き・腐食・変形



建物外部の点検

- ④外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き
- ⑤金属製の手すり・金物の傷みやぐらつき
- ⑥空調室外機の変形・異常音・異臭等



建物内部の点検

- ⑦高所にあるものの落下
- ⑧避難経路（防火戸・廊下・階段・非常口）
- ⑨避難器具（避難はしご・救助袋）
- ⑩消防設備等（消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター）
- ⑪空調室内機の変形・異常音・異臭等
- ⑫ガス漏れ警報器の電源・有効期限
- ⑬エレベーターの出入口

周期点検とは

学校行事で使用する場所の点検や、台風などの被害を予防するための点検は、日常業務の中では行かない場所も含め、時間を設けて実施する必要があります。12条点検で扱うものは3年に1度の項目もありますので、補完する意味で実施しましょう。

点検スケジュールを決める

各点検項目を年に1回は点検できるように、年間の点検スケジュールを決めます。

各点検項目を実施するおすすめのタイミングを「点検項目と不具合の説明」に記載していますので参考にしてください。

- **点検項目と不具合の説明 (p7~)**

点検シートをつくる

巻末の点検シート案は、おすすめのタイミングで点検することを前提に作成してあります。各校のスケジュールに応じて調整し、活用してください。

- **点検シート (p31~36)**

点検する

点検シートを持って、現場をまわります。気が付いたことを点検シートにメモし、写真を撮ります。

点検の際には、安全に十分注意して行いましょう。

- **安全上の注意事項 (p6)**

不具合箇所の報告

不具合箇所は、不具合箇所報告&対応シートで施設所管課に速やかに報告しましょう。

- **不具合箇所報告&対応シート (p37)**

点検シートのカスタマイズ

点検シートは、各施設の特徴に応じて必要な項目の追加をしましょう。12条点検での指摘事項や技術職員からのアドバイスがあった際に見直しましょう。

点検スケジュールの例

	学校行事	点検場所
4月	入学式	
5月		梅雨入り前に、屋上など雨漏りに関する点検をする
6月	(梅雨)	建物の外部
7月	水泳授業	プール
8月	夏休み	建物の内部
9月	避難訓練 (台風)	避難経路や関連設備 建物の外部
10月	運動会	グラウンド周辺
11月		強風で飛ばされるものがないか点検する
12月	学習発表会	
1月	冬休み	建物の内部
2月		
3月	卒業式 春休み	体育館・外構

不具合の報告や、技術部門への相談には、該当箇所の写真を添付するとスムーズです。拡大写真と少し引いた写真があるとわかりやすいでしょう。

point



点検結果の記録と活用

点検結果は記録し、施設管理担当者が異動してもスムーズに業務を引き継げるようにしましょう。写真も添えておくとわかりやすく有効です。また、点検結果は、修繕・改修につなげる予算要求のための貴重なデータとなります。

点検結果を保存する

不具合箇所報告&対応シートは、施設管理者、施設所管課の双方でファイリングしておきましょう。

記録は後任者に引き継ぐ

施設管理担当者の異動の際には、点検の記録や点検シートを後任者に必ず引き継ぎましょう。

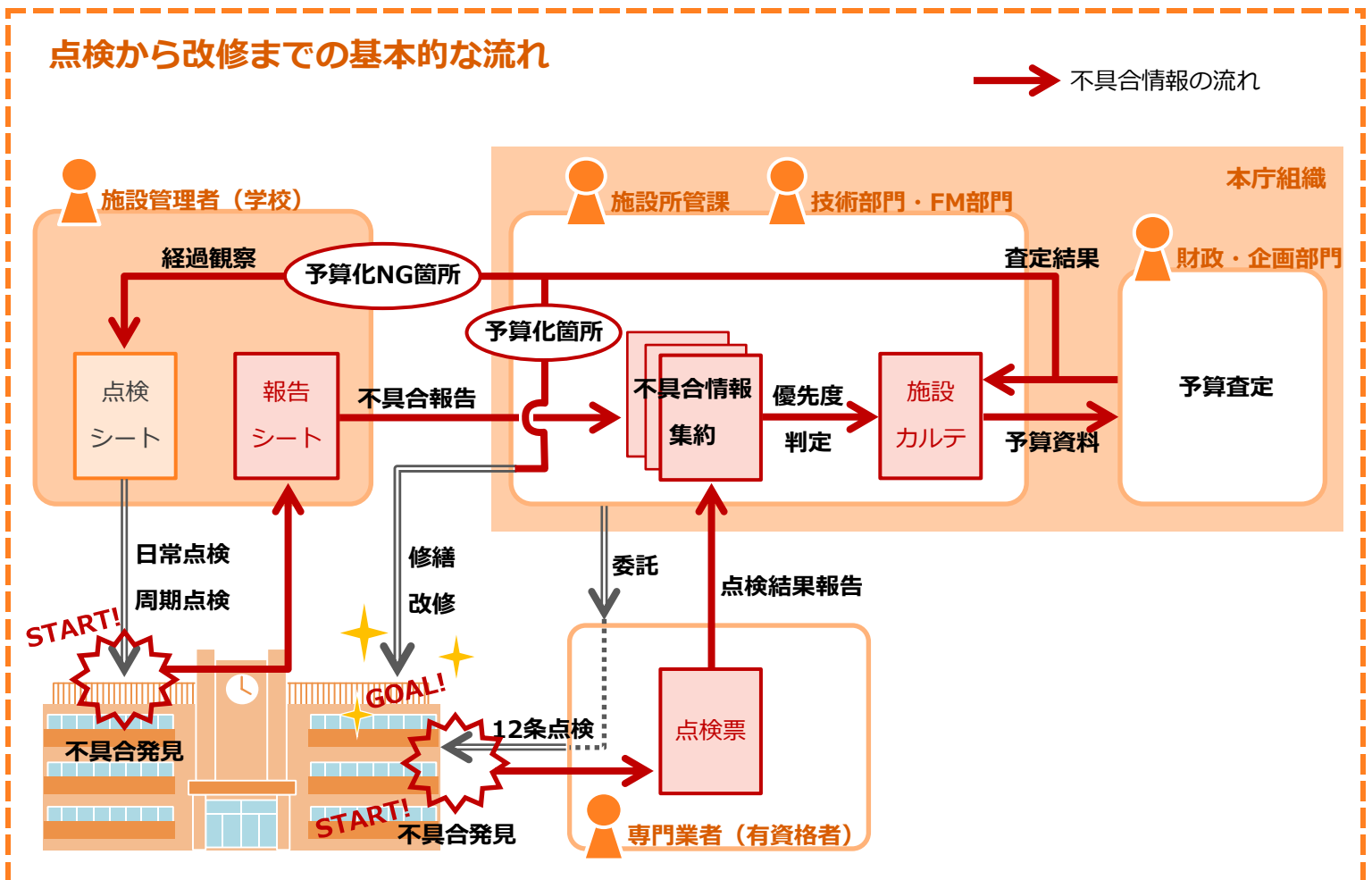
昨年度の点検結果を振り返る

繰り返し起きている不具合を把握したり、修繕・改修が出来なかった不具合の経過観察ができます。

不具合を修繕・改修につなげるために

不具合を修繕・改修につなげるために、情報をしっかりと施設所管課、技術部門やFM部門、財政部門と共有することが大切です。これらの部門には、膨大な情報が寄せられるので、不具合箇所報告&対応シートでの報告にご協力ください。

集まった不具合の情報は、施設所管課・技術部門やFM部門が連携し、優先度の判定をして施設カルテにまとめ、予算査定の資料とします。



点検中の安全確保・持ち物

点検の実施にあたっては、何よりも点検者と施設利用者の安全確保が重要です。

点検に集中するあまり危険に気が付かないこともありますので、十分に気を付け無理をしないようにしましょう。高所など危険な場所の点検は技術部門に相談しましょう。

点検者の安全のために

- **屋上ではへりに近づかない。後ずさりしない。**

落下の危険があります。大勢を低くし、できるだけへりに近づかないようにしましょう。また、後ずさりも危険なのでやめましょう。

- **窓やバルコニーから身を乗り出さない。**

落下の危険があります。

- **屋上や高い場所へ登る際は、2名以上で実施する。**

安全に点検ができる場所か確認し、安全と思われる場所であっても一人で行かないようにしましょう。ヘルメットを着用し、転落等に十分注意しましょう。

- **悪天候の時は屋上やバルコニーの点検はしない。**

風にあおられてたり、足元がすべりやすい時は、屋外の高所の点検は控えましょう。

- **スリッパ・サンダル等の脱げやすい靴で点検しない。**

転倒・転落などの危険があります。スニーカー等の脱げにくい靴・歩きやすい靴で点検しましょう。

- **脚立を使用する際は2名以上で。一番上の段には乗らない。**

取扱説明書や脚立本体の注意喚起ステッカーをよく読み、指示に従いましょう。

脚立から乗り出したり、またがって使用することは大変危険です。また、点検シート等の手荷物は一旦置いて、荷物を持たずに昇降しましょう。

- **受変電設備は技術者に任せる**

受変電設備は高圧な電流が流れており、大変危険です。異音・異臭がするなどの異変を感じた際は、自分だけで中を確認せずに、速やかに技術者に相談しましょう。

施設利用者の安全のために

- **高所から手荷物等を落とさないようにする。**

カメラはひもを腕に通して使いましょう。また、点検シートやカメラを窓から出したり、バルコニー・屋上のへりや手すりの上に荷物を置かないようにしましょう。

- **カギのかけ忘れがないようにする。**

建物内には、知らずに近づくと危険な場所があり、通常カギがかけられています。トイレの配管が納められた部分、機械室や屋上などを開ける際は注意しましょう。

- **設備機器のスイッチ等にはさわらない。**

スイッチの操作は技術者に任せましょう。点検中に荷物がぶつかりスイッチを触ってしまうことがあるので、注意しましょう。

点検時の持ち物

- 点検シート（点検項目表）、筆記用具、画板、カメラ、軍手は必須です。この他、ほこりの多いところは雑巾、必要により施設の図面、コンベックス（巻尺）があると便利です。また、高いところへ登る際は必ずヘルメットを着用しましょう。



点検項目と不具合の説明

外構の点検

- 舗装のひび割れ・陥没・傾斜・損傷
- マンホールや溝蓋の外れ・損傷
- 側溝や排水溝の詰まり
- 門やフェンスの傾き・腐食・変形
- 手すりのぐらつき・腐食・損傷
- 防球ネット、掲揚台、遊具のぐらつき・腐食・変形
- 擁壁のふくらみ・亀裂
- 斜面の亀裂・変形・沈下

舗装やマンホール

☑舗装がひび割れたり、段差ができていませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

舗装が地盤沈下や地震などで割れることがあります。人が落ちたり、つまづきそうな箇所がないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



☑マンホールや側溝の蓋が外れたり、損傷していませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

マンホールや側溝、グリストラップの中に人が落ちると大変危険です。蓋が外れていないか、腐食していないか、損傷はないか点検します。

●対応

外れている蓋を閉める際には、重たいものもあるので、十分に気を付けましょう。また、腐食や損傷によって蓋に載った人が落下する危険がある場合は、カラーコーン等で立入禁止にし、施設所管課に連絡しましょう。



「グリストラップ」とは・・・

排水中の生ごみ・油脂などを直接下水道に流さないために一時的にためておく設備

「側溝」とは・・・

排水のために道路の端又は歩車道に設けられている溝

☑側溝や排水溝が詰まっていますか

オススメ点検時期
行事前

●視点

側溝や排水溝が泥や草で詰まっていると、雨水などが十分に排水されず、グラウンドの濁りが遅くなったり、雨どいを水が逆流することがあります。

●対応

清掃しましょう。難しい場合は、施設所管課に連絡しましょう。



「雨どい」とは・・・

屋根やバルコニーに降った雨を集めて排水する管

門・フェンス・塀など

☑門に傾き・腐食・変形はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

雨風にさらされたり、物がぶつかると、門や柱に不具合が生じます。門や門を支える柱が腐食していないか、開閉はスムーズにできるか、傾いていないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



☑フェンスや塀に傾き・腐食・変形はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

フェンスにぐらつきや腐食し穴が開きそうなところがないか、塀に割れや傾きがないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



☑手すりにぐらつき・腐食・損傷はありませんか

オススメ点検時期
行事前

●視点

階段やスロープの手すりがぐらついていないか、壁などへの取付け部分が腐食していないか、利用者が怪我をするような部分がないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、貼紙やロープ等で注意喚起をして、施設所管課に連絡しましょう。



☑防球ネットや掲揚台、遊具に傾き・腐食・変形はありませんか

オススメ点検時期
行事前

んか

●視点

防球ネットの支柱や掲揚台にぐらつきがないか、掲揚台や遊具の激しい腐食、利用者が怪我をしそうな部分がないか点検します。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにしたり、貼紙等で注意喚起するなどして、施設所管課に連絡しましょう。



擁壁・斜面

☑ 擁壁に膨らみや亀裂はありませんか

オススメ点検時期
平常時

● 視点

擁壁は裏側から土や水の力で押されています。亀裂がないか、膨らんでいないか、石がずれていないか点検します。

● 対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。また、水抜き穴が詰まっていたら清掃しましょう。



「擁壁」とは・・・

切土あるいは盛土による急斜面の土の崩壊を防止するための構造物

「水抜き穴」とは・・・

雨水など擁壁内の土に浸透した水を抜くため擁壁の各所に水抜き用にパイプ等を設置したもの

☑ 斜面に亀裂・変形・沈下はありませんか

オススメ点検時期
平常時

● 視点

法面に亀裂やふくらみがないか、小規模な崩壊が起きていないか点検します。

● 対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。

雨天の後などは特に近寄らないよう注意しましょう。



建物の外側の点検

- 外壁や庇（ひさし）の亀裂・浮き
- 高所にあるものの落下
- 建具の不具合・変形・損傷等
- 金属製の手すり・金具の痛みやぐらつき
- 備品、鉢植えなどの放置
- 屋外階段の障害物・可燃物
- 屋外階段の亀裂・サビ等
- 排水ドレン・側溝の汚れ・目地の詰まり・樋の詰まり
- パラペットの亀裂・損傷
- 笠木や金属類・雨どい・取付け金物のぐらつき・腐食・変形
- トップライトの損傷・割れ
- 煙突や鉄塔の亀裂・損傷・サビ
- 空調室外機の変形・異常音・異臭等
- ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭
- 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭
- キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱
- 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷

外壁

☑外壁や庇に亀裂や浮きがありませんか

オススメ点検時期
毎日

●視点

外壁材にひび割れや浮きがあると、落下の危険性があります。特に人の通る場所については注意しましょう。庇の下を通るときは少し立ち止まって見上げてみましょう。

●対応

危険な箇所が見つかった場合は、カラーコーンやプランター、鉢植えを置くなど、人が近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「外壁の浮き」とは・・・
仕上げ材が下地材から離れ、隙間が生じること

☑高所にあるものが落ちそうになっていませんか

オススメ点検時期
行事前・台風前

●視点

スピーカー、照明器具、金物など、高所に取り付けられているものに落下の危険性がないか気をつけてみましょう。傾いていたり、外れかかっているか点検します。

●対応

できるものはすぐに直しましょう。対応できるまでに時間がかかる場合は、カラーコーンやプランター・鉢植えを置くなど、人が近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



☑ 建具に不具合・変形・損傷がありませんか

オススメ点検時期
平常時

● 視点

ドアの取手や金具にがたつきがあると、外れてしまう危険性があります。また、ガラスにひびが入っていると、落下の危険性があります。開閉が困難であったり、施錠できないなどの不具合がないか点検します。

● 対応

無理に開閉して更に悪化しないように注意喚起しましょう。取手や金具は早めに取り付け直しましょう。

ガラスが割れている場合は、ガムテープ等で止めるか、ダンボールなどで覆うなどして落下を防ぎ、早めに交換しましょう。



☑ 金属製の手すり・金物に痛みやぐらつきはありませんか

オススメ点検時期
毎日

● 視点

手すりの足元や取り付け部分が腐食していると、折れたり外れたりする危険があります。また、腐食していた場合、力がかかると危険です。目線を少し下に向け、足元や取り付け部分を点検します。

タラップなど金物の取り付け部分に注意しましょう。

● 対応

手すりにもたれかからないよう、貼紙などで注意喚起しましょう。金物についても、危ない部分は張り紙をするなど注意喚起しましょう。



「タラップ」とは・・・
建物上部（屋上等）へ上がるための梯子

☑備品、鉢植えなどが放置されていませんか

オススメ点検時期
台風前

●視点

掃除道具やゴミ、鉢植えなどがバルコニーや屋上に出っぱなしになっていると、強風で飛ばされる危険性があります。落下して危ないだけでなく、シートのような軽いものでも、近隣の住宅に舞い込むなどが予想されます。

●対応

飛散の可能性のあるものは、固定するか、屋内に片付けましょう。



階段

☑屋外階段の周囲に障害物・可燃物が置かれていませんか

オススメ点検時期
避難訓練前

●視点

屋外階段の周囲に障害物が置かれていると、避難経路が確保できず危険です。避難する際に支障のある場所に、障害物や可燃物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物を撤去してください。



☑屋外階段に亀裂や錆びがありませんか

オススメ点検時期
避難訓練前

●視点

コンクリートの場合は大きな亀裂がないか、鉄骨の場合は錆びがひどくないか点検します。滑り止めが外れていたり、欠損して段差ができていたら危険です。普段使わない場所は、訓練前などに避難経路の確認と合わせて点検するといいでしょう。

●対応

錆びがひどい場合は施設所管課に連絡しましょう。



屋上

☑排水ドレンや側溝が汚れたり、目地が詰まったり、樋が詰

オススメ点検時期

梅雨・台風前

まっていますか

●視点

風や雨などで落ち葉や土・埃等が運ばれ、排水ドレンや側溝が汚れたり、目地や樋が詰まったりすることがあります。きちんと排水されないと屋上に水が溜まり、雨漏りの原因となります。汚れや詰まりがないか点検します。

●対応

汚れや詰まりがある場合は、スコップなどで取り除きます。危険な場所での作業となる場合は、施設所管課に連絡しましょう。



「排水ドレン」とは・・・
雨水などを排水するための管や溝

☑パラペットに亀裂が入ったり、損傷していませんか

オススメ点検時期

梅雨・台風前

●視点

パラペットに亀裂や損傷があると、そこから破片等が剥落し、落下した場合大変危険です。亀裂が入っていないか、損傷していないか点検します。

●対応

破片等が落下する危険がある場合は、落下しそうな場所をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「パラペット」とは・・・
建物の屋上やバルコニーの外周部の先端に設けられた低い立ち上がり部分の壁。屋根防水の納まり上、重要な役割を持っています。

☑ 笠木や金属類・雨どい・取付け金物がぐらついたり、腐食・変形していませんか

オススメ点検時期
梅雨・台風前

● 視点

笠木や金属類・雨どい・取付け金物は、緩むなどして落下すると大変危険です。ぐらつきがないか、腐食・変形していないか点検します。

● 対応

落下する危険がある場合は、落下しそうな場所をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「笠木」とは・・・

塀、手すり、腰壁、パラペット（手すり壁）などの上部材

☑ トップライトが損傷したり、割れたりしていませんか

オススメ点検時期
梅雨・台風前

● 視点

トップライトが太陽光などの温度変化や経年劣化により損傷したり割れることがあります。トップライトに損傷や割れがないか、トップライトの下に破片等が落ちていないか点検します。

● 対応

破片等が落下する危険がある場合は、トップライトの下をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「トップライト」とは・・・

屋根に開けられた天窓を通じて自然光を取り入れるもの

☑煙突や鉄塔に亀裂が入ったり、損傷や錆びがありませんか

オススメ点検時期
梅雨・台風前

●視点

煙突や鉄塔に亀裂や損傷があると、そこから破片等が剥落し、落下した場合大変危険です。亀裂が入っていないか、損傷や錆びがないか点検します。

●対応

破片等が落下する危険がある場合は、落下しそうな場所をカラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



設備

☑空調室外機が異常音・異臭を発していませんか

オススメ点検時期
毎日

●視点

本体から異音、異臭、異振動がないか、傾きや破損はないかを点検します。配管の破損は冷媒ガスの漏れの原因になります、接続部分などが激しく変形していないか点検します。ガス空調の室外機の吸排気口が落葉などでふさがっていると不完全燃焼の原因になります。

●対応

異音、異臭、異振動がある場合は運転を停止し、施設所管課に連絡しましょう。



室外機ではガス空調はガスエンジン、電気空調は電気モーターの働きで冷媒を圧縮しています。

【平成25年6月12日 「フロン回収破壊法」が改正されました】

「冷媒」にフロンガスを使用している業務用冷凍空調機器全てのユーザーに対して、使用する全ての業務用冷凍空調機器について日常的に行う「簡易点検」を四半期に1回以上行うよう定めています。この「日常点検（簡易点検）」は、機器ユーザーが自ら実施することが求められています（専門業者に依頼してもよい）。また、一定規模（7.5kW）以上の機器について、専門業者などの十分な知見を有する者による「定期点検」も定められています。

●簡易点検

機種	点検頻度
全ての業務用冷凍空調機器	四半期に1回以上

●定期点検

機種	圧縮機電動機定格出力*	点検頻度
エアコン	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

point



☑ポンプ・タンク類が変形したり、異常音・異臭を発していませんか

オススメ点検時期
平常時

●視点

ポンプ・タンク類は警報盤に警報が出ていないことを点検します。ポンプからは異音、異臭、異振動がないか確認してください。タンク類は蓋などが破損や開放していると異物の混入や人の転落につながるため、施錠されていることを確認してください。タンクのオーバーフロー管から多量の水が出ている場合も異常です。



●対応

警報が出ている場合や、異常が見られる場合は、施設所管課に連絡しましょう。

「警報盤」とは・・・

高架水槽、受水槽の水位警報や、機械機器等の故障警報を表示及びブザーを鳴らす盤

「オーバーフロー管」とは・・・

定められた面以上に水面が上昇することを防ぐために、水をあふれさせるための管

☑高架水槽・受水槽が変形したり、異常音・異臭を発していませんか

オススメ点検時期
平常時

●視点

高架水槽・受水槽は警報盤に警報が出ていないことを点検します。水槽類は蓋などが破損や開放していると異物の混入や人の転落につながるため、施錠されていることを確認してください。水槽のオーバーフロー管から多量の水が出ている場合も異常です。



●対応

警報が出ている場合や、異常が見られる場合は、施設管理課に連絡しましょう。

「高架水槽」とは・・・

建物や各所に上水を供給するため、水道本管から引き込んだ水を一時貯水しておくタンク。屋上に設置して受水タンクから揚水された水を貯水し、重力を利用し各所に配水する。

☑キュービクル・分電盤・配電盤からの異常音・異臭・発熱はありませんか

オススメ点検時期
平常時

●視点

キュービクル内には決して入らずに、本体から異音、異臭、異振動がないこと、施錠されていることを点検します。分電盤・配電盤からは、異音、異臭、発熱がないか確認してください。

●対応

キュービクル・分電盤・配電盤に異音、異臭、異振動、発熱がある場合は、施設管理課に連絡しましょう。



「キュービクル」とは・・・

高圧で受電した電流を変圧器で100Vなどまで下げる設備

設備に関する「盤」には、ほかにも以下のようなものがあります・・・



「分電盤」とは・・・

配線用遮断機（ブレーカー）やスイッチなどを収容したもの。電力会社の電線から引き込まれた電気を振り分け、照明器具やコンセント等へ電源を供給する



「（自火報）受信機」と

は・・・
人が押す発信機や煙・熱を感知する火災報知器などから火災信号を受け、火災の場所を表示し、ベルを鳴らす機器



「動力盤」とは・・・

3相のポンプやファンなどのモーター駆動や電灯の電源を供給する盤のこと

point



☑電気幹線のはずれや垂れ下がり、損傷はありませんか

オススメ点検時期

平常時

●視点

電気幹線のはずれや垂れ下がり、引っかけると断線につながり危険です。

●対応

電気幹線のはずれや垂れ下がりを発見した場合は、施設管理課に連絡してください。断線して垂れ下がっている電線には決して触れないよう、カラーコーンなどで近寄れないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「電気幹線」とは・・・

変電室の配電盤から分電盤、制御盤までの大電流配線のこと

建物内部の点検

- 高所にあるものの落下
- 避難経路（防火戸・廊下・階段・非常口）
- 避難器具（避難はしご・救助袋）
- 消防設備（消火器・消火栓・火災報知器・排煙窓）
- 空調機の変形・異常音・異臭等
- ガス漏れ警報器の電源・有効期限
- エレベーターの出入口
- 非常用進入口前の障害物
- 非常用照明や誘導灯の破損・球切れ
- 照明器具の球切れ・汚れ
- 床・壁のささくれ・段差
- トイレや蛇口周りの漏水
- コンセントやコードの異常
- 換気扇の故障

設備

☑高所にあるものが落ちそうになっていませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

通路や室内にある照明器具、案内表示板などの取付け部分が劣化していたりすると落下する危険性があります。通行時や点検時に、上部を確認し落ちそうなものがないか点検します。また、点検口がきちんと閉められているかも合わせて点検してください。

●対応

落下しそうなものが見つかった場合は、カラーコーンなどで直下を通行しないようにし、施設所管課に連絡しましょう。



「点検口」とは・・・

天井や床下などの配線や配管を見るための開口。建物の維持管理において重要なもので、点検口があると、経年変化による漏水事故などの防止や建物の傷み具合を定期的に点検することができます。

避難

☑避難経路や防火戸の周囲に障害物が置かれていませんか

オススメ点検時期
毎日・避難訓練時

●視点

避難経路や防火戸の周囲に障害物が置かれていると、避難経路が確保できず生命に危険が及びます。

廊下や防火戸の開閉に支障のある場所に、荷物や家具などの障害物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物を撤去してください。



「防火戸」とは・・・
火災の延焼又は拡大を防ぐために、外壁及び内部の防火区画などの開口部に設ける扉

☑避難器具の周囲や使用時に支障のある個所に

オススメ点検時期
毎日・避難訓練前

障害物が置かれていませんか

●視点

避難器具の周囲に障害物が置かれていると、器具を使用する際に避難経路が確保できず生命に危険が及びます。

避難器具の周囲及び器具の使用時に支障がある場所に、荷物や家具などの障害物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物を撤去してください。



「避難器具」とは・・・
2階以上の階にいる人が階段以外を利用して避難階まで到達するためのもの
例) 避難はしご、救助袋等

☑消防設備等の周辺に障害物が置かれていませんか

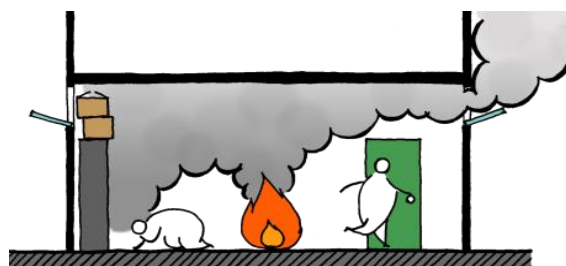
●視点

消防設備等の周囲に障害物が置かれていると、火災が感知できなかつたり、火災が起きた時にすぐに器具を使用することが出来ず生命に危険が及びます。

消防設備の周囲及び器具の使用時に支障がある場所に、荷物や家具などの障害物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物を撤去してください。



「消防設備」とは・・・

消防用水及び消火活動上必要な施設のこと。一般的に消火器などの消火設備、自動火災報知設備を示す

「消防設備等」には、このようなものがあります・・・



「屋内消火栓」とは・・・
火災の初期消火を目的としたもので、人が操作して使用する設備です。



「消火器」の設置場所は、建物の用途や歩行距離によって計画されています。



「排煙窓」とは・・・
火災によって発生した煙を屋外に排出するために、自然排煙用として手動で開放させるもの

「手動開放装置」とは・・・
排煙窓を開放させるための装置のこと

point



☑非常放送又は一斉放送は建物内の全ての場所で聞こえますか

オススメ点検時期

毎日・避難訓練時

か

●視点

避難訓練時などに視聴状況を点検します。

●対応

聞きとりにくいなどの不具合がある場合には、施設所管課に連絡をするか、専門の業者に確認をしてもらいましょう。



収容人員が800人以上の施設は消防法で非常放送の設置が義務付けられていますが、800人未満の施設についても、非常時を知らせる一斉放送設備が備え付けられています。

☑ガス漏れ警報器の電源が落ちていたり、有効期限が切れて

オススメ点検時期

使用前

いませんか

●視点

ガス漏れ警報器は、ガス給湯器やコンロなどガス機器を使用する室内に設置されています。

警報器のコンセントが抜けていないか、また、有効期限（通常は5年）を過ぎていないか点検します。

●対応

不具合がある場合には、施設所管課に連絡をするか、専門の業者に確認をしてもらいましょう。



プロパンガスは床付近に、都市ガスは天井付近に設置されています。

☑エレベーターの出入口に段差が発生していませんか

オススメ点検時期
毎日

●視点

出入口の段差は、毎日利用する人が誰でも容易に気付く異常の一つです。エレベーターの事故は人命にかかわる大きな事故となる場合が多いことから、使用前点検で確認するようにしましょう。

使用開始前に出入口に段差が発生していないか、目視で点検します。

●対応

段差が発生している場合には直ちに使用を禁止し、エレベーターの管理会社に連絡すると共に、施設所管課へも連絡をしてください。



エレベーターやエスカレーターには、専門家による点検体制が義務付けられています。（月1回以上の点検、年1回の定期点検）

非常用進入口前の障害物

☑非常用進入口が障害物でふさがれていませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

通常、赤い三角マークで外部から位置が確認できるようになっており、障害物があると消防隊による消火、救助活動ができなくなります。

非常用進入口の周囲に、障害物が置かれていないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、直ちに障害物を撤去してください。



「非常用進入口」とは・・・
3階以上の道路に面した部分にあり、火災時等に消防隊が外部から進入するためのもの

非常用照明や誘導灯の破損・球切れ

☑非常用照明のバッテリー切れや作動不良はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

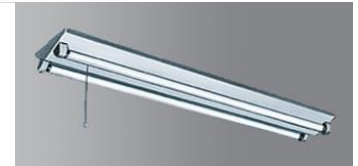
●視点

非常用照明は建物の大きさや用途によって形もいろいろですが、停電時にはバッテリーに切り替わり、30分以上の点灯を確保するように建築基準法に定められています。

点検用の引きひもやボタンを押し、点灯するか点検します。

●対応

電球が切れている場合は、電球を交換してください。電球を交換しても付かない場合、電池の寿命であることが多いので、電池を交換してください。



「非常用照明」とは・・・
火災や地震などの非常時に停電になっても点灯する照明器具のこと

☑誘導灯のバッテリー切れや作動不良はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

誘導灯は停電時には20分以上点灯を確保するように、消防法で定められています。

点検用の引きひもやボタンを押し、点灯するか点検します。

●対応

電球が切れている場合は、電球を交換してください。電球を交換しても付かない場合、電池の寿命であることが多いので、電池を交換してください。



「誘導灯」とは・・・
災害が発生した時に、建物から速やかに避難するための逃げ道を案内する照明器具です。

照明器具の球切れ・汚れ

☑照明器具に不具合はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

照明器具が点灯しなかったり、光がちらついたりしていないか点検します。

●対応

電球を交換しても不具合がある場合は、安定器等が不良な場合がありますので、施設所管課に連絡しましょう。



床・壁のささくれ・段差

☑床や壁に危険なささくれや段差はありませんか

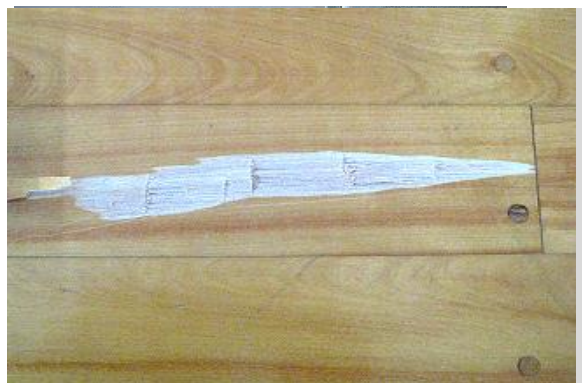
オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

木製の床や壁に危険なささくれはないか、段差が生じていないか点検します。ガムテープなど、接着能力の高いものを床や壁に貼り、無理に剥がしたために表層がテープと一緒に剥がれてしまうというのが、ササクレの代表的な発生原因です。

●対応

危険がないように処置し、施設所管課に連絡しましょう。



トイレや蛇口周りの漏水

☑ トイレや洗面台の蛇口に漏水はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

● 視点

トイレのレバーや洗面台等の蛇口から水漏れが発生していないか点検します。

● 対応

水漏れを発見したら、タオルを敷くなど応急処置をし、施設所管課に連絡しましょう。



コンセント・コード

☑ コンセントの差込口に異常はありませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

● 視点

コンセントの差込口にひび割れがあったり、プラグを入れたときゆるくなったりしていないか点検します。

● 対応

コンセントのプラグが著しくぐらついたり、熱くなる場合は、使用を中止し、施設所管課に連絡しましょう。



☑コードを束ねたまま電気製品を使用したり、使用限度を超えるタコ足配線をしていませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

コードを束ねたまま電気製品を使用したり、使用限度を超えたタコ足配線をしていないか点検します。

●対応

消費電力が多い電気製品はコンセントを分けるなどして一つのコンセントに負荷がかかりすぎないようにしましょう。一つのコンセントの容量は約1,500Wです。



換気扇

☑換気扇から異音がしたり、著しく汚れていませんか

オススメ点検時期
毎日・行事前

●視点

異音がする換気扇は、長時間使用し続けるとモーター部分の磨耗を更に進める恐れがあります。換気扇が著しく汚れたり、ファンが回転する際に異音がないか点検します。

●対応

このような状態を発見した場合には、清掃をしたり、モーターの軸の部分に潤滑油を拭き付けてみてください。それでも改善しない場合は、施設所管課に連絡しましょう。



様式集

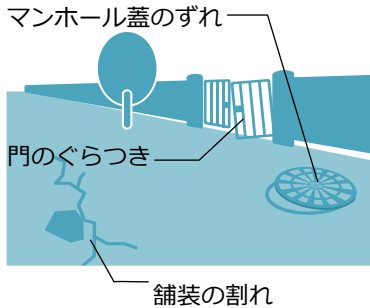
日常点検のポイント

施設の保全のために、特に日々気をつけてチェックしていただきたいポイントについてまとめました。安全で事故のない施設のため、皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日／平成 年 月 日 ()

屋外の点検



① 舗装のひび割れ・陥没・損傷

人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。



② マンホールや溝蓋の外れ・損傷・腐食

人が落ちたり、つまずいたりする箇所はありませんか。危険な箇所は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。

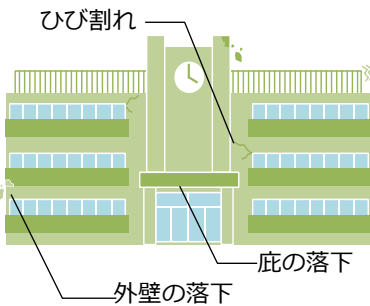


③ 門やフェンスの傾き・腐食・変形

ぐらつきがあり倒れそうな場合は、カラーコーンなどで注意喚起をして早急に修理しましょう。



建物外部の点検



④ 外壁や庇(ひさし)の亀裂・浮き

人が歩くルート of 壁や庇を確認しましょう。落下しそうな部分を見つけた場合は、直下を立入禁止にし〇〇課に連絡して下さい。



⑤ 金属製の手すり・金具の傷みやぐらつき

触った人が落ちる可能性はありませんか。取り付けているものが落ちそうになっていませんか。

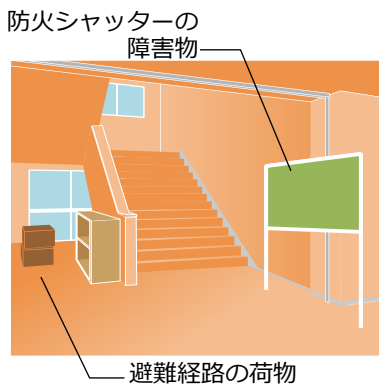


⑥ エアコン室外機の異常音・異臭等

いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。



建物内部の点検



⑦ 高所にあるものの落下

エアコン・電気器具など、上部にあるものに傷みやぐらつきはありませんか。天井点検口はきちんと閉まっていますか。



⑧ 避難経路(防火戸・廊下・階段・非常口)

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑨ 避難器具(避難はしご・救助袋)

器具の周囲や着地点に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑩ 消防設備等(消火器・消火栓・火災報知器・排煙オペレーター)

各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑪ エアコン室内機の異常音・異臭等

いつもと違う臭いや音がありませんか。異常ランプが点灯していませんか。



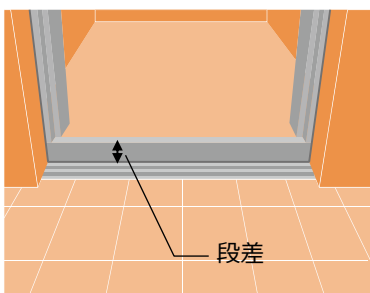
⑫ ガス漏れ警報器の電源・有効期限

電源が落ちていたり、有効期限が切れていませんか。有効期限が切れていたら、ガス会社に連絡してください。



⑬ エレベーターの出入口

出入口に段差が発生していませんか。異常がある場合は、すぐに使用禁止とし〇〇課に連絡してください。



周期点検のポイント【梅雨・台風前】

梅雨の長雨や、台風の強風と大雨に備えた点検のポイントについてまとめました。
また、水泳授業の始まる前にプールの点検をしましょう。

〇〇課〇〇係

☎00-0000

点検日／平成 年 月 日 ()

屋外の点検



① 樹木の根本の腐朽、支柱の錆び・腐食

突風で根本から倒れると危険です。異常がある場合は転倒防止の対策やカラーコーンを置き、立入禁止にするなど対策をしましょう。



② 高所にあるものの落下

通路に上からの落下物の危険性はありませんか。異常があれば迂回させるなどの対策をしましょう。



建物外部の点検



③ トップライトの損傷・割れ

利用者の転落を防ぎましょう。漏水の原因にもなりますので、雨天が続く前に修理しておきましょう。



④ 屋上の金属類・雨どい・取付金具のぐらつき・腐食・変形

避雷針やアンテナ、タラップ、手すりなど屋上にあるものを確認しましょう。へりには近づかずに安全な場所から目視で確認します。



⑤ パラペットの亀裂・損傷

落下すると危険です。また漏水の原因にもなります。亀裂の大きい場合は撤去して応急処置をするなど、落下を防ぎましょう。



⑥ 排水ドレン・側溝の汚れ、目地の詰まり、樋の詰まり

防水層に大きなひび割れやめくれはありませんか。ドレンや側溝は清掃しましょう。目地の雑草も雨漏りの原因になります。



⑦ 煙突や鉄塔の亀裂・損傷・錆び

基礎も含めて亀裂や損傷がないか確認しましょう。強風で転倒すると危険です。

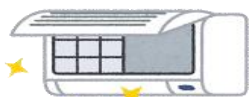


⑧ 備品、鉢植えなどの放置

強風や地震で落下する危険があります。屋上やベランダ、庇（ひさし）には物を置かないようにしましょう。



建物内部の点検



⑨ 照明器具の球切れ・汚れ

清掃で明るくなります。雨天が続く前にきれいにしましょう。

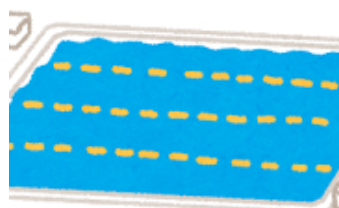


⑩ エアコンの清掃・異臭・異音

エアコンの利用開始前にはフィルターの掃除を行いましょう。節電にもなります。室外機の周辺は物を置かないようにしましょう。



プールの点検



⑪ プール内やプールサイドの段差・亀裂

裸足で歩くので、怪我につながりやすい場所です。



⑫ プール周辺のフェンスの破損

肌が露出しているので擦り傷や切り傷に直結します。破損部分にはテープを巻くなど応急処置をしましょう。



⑬ プール用のトイレ、更衣室の確認

プールの時期に利用頻度が上がる通路などを含めて確認しましょう。濡れている場所があれば、漏水の可能性あります。



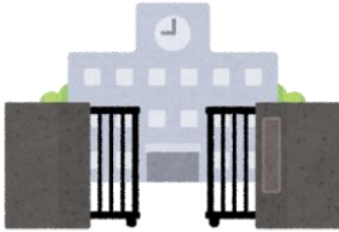
周期点検のポイント【学校行事前】

大勢の方が集まる学校行事に先立ってチェックしていただきたいポイントをまとめました。安全で事故のない学校行事を実施するために、年に2回ほど行いましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

屋外の点検



① 舗装のひび割れ・陥没・損傷

体育館の周辺や運動場の外周など、日常点検していない場所も改めて確認しましょう。来校者が多い通路は特に気をつけましょう。



② 手すりのぐらつき・腐食・損傷

待機場所や観覧席、トイレへの通路など、お年寄りや幼児などが寄りかかって転倒することを防ぎましょう。



③ 門やフェンスの傾き・腐食・変形

普段使用していない門やブロック塀、フェンスも確認しましょう。駐輪場や待機場所となる周囲は特に注意してみましょう。



④ 防球ネット、掲揚台、遊具のぐらつき・腐食・変形

外部に設置されている工作物が原因の怪我を防ぎましょう。異常を見つけた場合は近づけないよう注意喚起しましょう。



⑤ 樹木の根本の腐朽・支柱の錆びや腐食

根本から倒れると危険です。通路や人溜りになる場所は特に注意しましょう。



⑥ 側溝や排水溝の詰まり

イベントをきっかけに、日常点検していない範囲も確認しましょう。



⑦ 高所にあるものの落下

通路や観覧席付近などに上からの落下の危険性はありませんか。外灯やスピーカーなどの金具の確認をしましょう。

体育館内部の点検



⑧ 体育館や屋外の放送設備の不具合

予行演習の際に発覚しても間に合いません。非常放送も含めて早めに確認しましょう。



⑨ 体育館の床の段差・ささくれ

来校者はスリッパを利用されます。運動靴よりも脱げやすいので、改めて確認しておきましょう。ささくれは撤去しておきましょう。



⑩ トイレの漏水・異臭等

漏水や照明の球切れはありませんか。臭いがこもっていませんか。

学校特有の点検

法定点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



○ _____



○ _____



○ _____

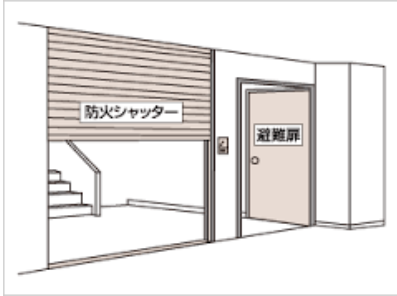
周期点検のポイント【避難訓練前】

避難訓練の前にチェックしていただきたいポイントについてまとめました。避難器具や消火設備の場所を確認しておきましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日／平成 年 月 日 ()

屋内の点検



① 避難経路の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



② 防火戸周辺の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



③ 避難器具・消火設備・非常ベル・排煙窓周辺の障害物

各設備の操作に障害となる物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



④ 非常用進入口前の障害物

周囲に障害物はありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。

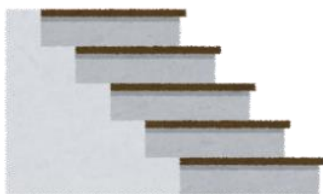


⑤ 非常用照明や誘導灯の破損・球切れ

避難の際の重要な目印です。点検のうえ、球切れの場合はすぐに交換して備えましょう。



建物外部の点検



⑥ 屋外階段の障害物・可燃物

避難する時に、邪魔になるものが置いてありませんか。障害物がある場合はすぐに移動させましょう。



⑦ 屋外階段の亀裂・錆び等

普段、頻繁に利用しないので、訓練前に点検しましょう。異常がある場合は〇〇課に連絡してください。



学校特有の点検

法定点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



⑧ 前回指摘事項の経過観察

災害時に危険な個所とならないか経過観察を行い、劣化等が進行している場合には〇〇課に相談しましょう。



○



○



避難経路を点検する際の視点

- 避難訓練時に使わない経路も忘れずに点検しましょう
1つの経路が使用不能となった場合に備えて、教室からの避難経路は原則2つ以上設けられています。
- 児童生徒だけでも避難できるようにしておきましょう
外階段に出るためのドアや、階段室1階から外へ出るためのドアは、ほとんどの場合で避難経路となっています。いつでもだれでも内側から開けられる状態にしておく必要があります。
- 廊下も重要な避難経路です できるだけ物を置かないようにしましょう。

周期点検のポイント【平常時①】

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

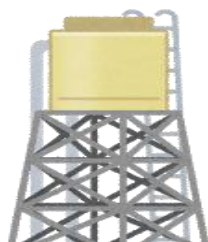
異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

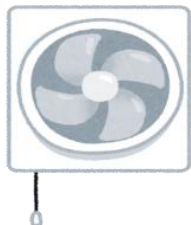
屋外の点検



建物外部の点検



建物内部の点検



学校特有の点検

法定点検での指摘事項や、学校ごとに特有のことから必要な項目があれば加えましょう。



① 擁壁のふくらみ・亀裂

ふくらみや大きな亀裂はありませんか。水抜きパイプは詰まっていますか。擁壁の不具合につながります。〇〇課に連絡してください。



② 斜面の亀裂・変形・沈下

斜面が崩れると危険です。異常を感じたら〇〇課に連絡して下さい。



③ 建具の不具合・変形・損傷等

サッシの開閉・施錠に問題はありませんか。ガラスが割れていませんか。怪我の原因になると共に防犯上も問題があります。



④ ポンプ・タンク類の変形・異常音・異臭

設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分に損傷がないか、水漏れがないか確認しましょう。



⑤ 高架水槽・受水槽の変形・異常音・異臭

設備機器のある位置、警報の出る場所を知っておきましょう。基礎や取付部分に損傷がないか、水漏れがないか確認しましょう。



⑥ キュービクル・分電盤・配電盤の異常音・異臭・発熱

外部から目視でわかる範囲で結構です。いつもと違うことを感じたら〇〇課に連絡してください。



⑦ 電気幹線のはずれ・垂れ下がり・損傷

外部から目視でわかる範囲で結構です。異常感じたら〇〇課に連絡してください。



⑧ 床・壁のささくれ・段差

床や壁に突起や段差ができていませんか。床のシートがよれて段差になっていませんか。ちょっとしたことが怪我の原因になります。



⑨ トイレや蛇口まわりの漏水

外部や内部を問わず、トイレや蛇口まわりに漏水はありませんか。水たまりになると滑って危険です。すぐに止水しましょう。



⑩ コンセントやガスコックのカバーの損傷・紛失

感電やコックが破損してのガス漏れなど危険です。すぐに修理しましょう。



⑩ 換気扇の故障

変な臭いは異常音がありませんか。正常に作動していますか。適切な換気が必要です。すぐに修理しましょう。



〇



〇

周期点検のポイント【平常時②】

法定点検は時点の点検でしかありません。施設を安全に保つためには施設関係者の継続した点検が必要です。年に1回以上皆さんでチェックしましょう。

異常を見つけたら
下記までご連絡ください
〇〇課〇〇係
☎00-0000

点検日/平成 年 月 日 ()

建物外部の点検



基礎の沈下



防水シートの浮き



① 建物基礎・土台の沈下、劣化・損傷

基礎は沈下していませんか。基礎のコンクリート面に著しいひび割れはありませんか。土台の木材に著しい腐食はありませんか。



② 外壁に緊結された看板、空調室外機の劣化

看板もしくは空調室外機自体に著しい錆又は腐食はありませんか。



③ 屋上・屋根面の劣化

防水シートの浮き、破れはありませんか。保護コンクリートの劣化、雨漏りはありませんか。屋根鉄板の錆又は腐食はありませんか。



④ 避雷針の劣化

避雷針又は避雷導線の腐食、破損又は破断はありませんか。



⑤ プール等のテント膜の劣化

テント膜に破れや水溜り、接合部の剥がれはありませんか。



建物内部の点検



閉まらなくなっていませんか？



天井の漏水跡



⑥ 防火戸・防火シャッターの劣化・損傷

防火戸・防火シャッターは正確に作動し、閉まりますか。本体や枠に劣化や損傷はありませんか。



⑦ 壁面や床面の劣化・損傷

壁や床にひび割れや浮きはありますか。コンクリートの壁面は、打診棒などで叩いて浮きがないか確認しましょう。



⑧ 木製の壁・床面の白蟻被害

木材に著しい腐朽、損傷等はありませんか。木造の建物であれば、緊結金物の錆・腐食がないか、あわせて確認しましょう。



⑨ 天井のずれ・ひび割れ・しみ等

天井にずれ、ひび割れ、漏水跡はありませんか。軒裏等、直接風雨にさらされている部分は優先して確認しましょう。



⑩ アスベストの飛散防止措置の劣化・損傷

アスベストを封じ込めている囲い込み材に亀裂や剥落等の劣化がないか確認しましょう。



耐震点検・その他



⑪ 非構造部材の点検

学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）のチェックリスト（別紙1）を活用し、点検をしましょう。



⑫ 飲料用及び排水の配管・給湯設備の点検

配管から出る水は赤く濁っていませんか。漏水はありませんか。



⑬ 煙突内の断熱材の脱落・損傷

煙突内側の断熱材は脱落していませんか。また、アスベスト含有の恐れがあるものは、専門業者に依頼し確認しましょう。



不具合箇所報告&対応記録シート



施設名		施設No.	
担当者	電話		

▼不具合箇所の報告

報告日 / 平成 年 月 日 ()

点検日 平成 年 月 日 ()	不具合の場所
----------------------------	---------------

不具合の内容

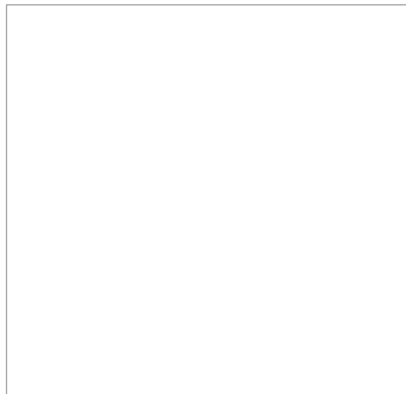
不具合箇所の写真 	拡大写真 	過去に類似の不具合が生じたことがあるか <input type="checkbox"/> あり (年 月頃) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
		教育委員会の回答 (平成 年 月 日)

▼対応の記録

対応日 / 平成 年 月 日 ()

対応の方法	<input type="checkbox"/> 予算を伴う修繕等 (修繕費 円、修繕業者名) <input type="checkbox"/> 施設管理者による改善 <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> その他 ()
--------------	--

対応の内容

対応箇所の写真 	拡大写真 	過去に類似の対応を行ったことがあるか <input type="checkbox"/> あり (年 月頃) <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明
		備考

不具合箇所報告&対応記録シート

記入例

施設名	〇〇高校	施設No.	01-1234
担当者	〇〇		

▼不具合箇所の報告

報告日 / 平成 27 年 1 月 30 日 (金)

点検日	不具合の場所		
平成 27 年 1 月 29 日 (木)	A棟の屋上		
不具合の内容	防水シートが破れている (50cm程度×2箇所)		
不具合箇所の写真	拡大写真	過去に類似の不具合が生じたことがあるか	
		<input type="checkbox"/> あり (年 月頃) <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
		教育委員会の回答 (平成 27 年 1 月 30 日)	
		【施設課の指示】 ・修繕が必要。 ・見積書を取り、報告のこと。 (予算令達予定)	

▼対応の記録

対応日 / 平成 27 年 2 月 20 日 (金)

対応の方法	<input checked="" type="checkbox"/> 予算を伴う修繕等 (修繕費 100,000 円、修繕業者名 FM防水(株)) <input type="checkbox"/> 施設管理者による改善 <input type="checkbox"/> 応急処置 <input type="checkbox"/> その他 ()		
対応の内容	防水シートの亀裂部分の補修		
対応箇所の写真	拡大写真	過去に類似の対応を行ったことがあるか	
		<input type="checkbox"/> あり (年 月頃) <input checked="" type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 不明	
		備考	
		修繕業者より、数年以内に防水の全面改修をした方が良いとのアドバイスあり。	

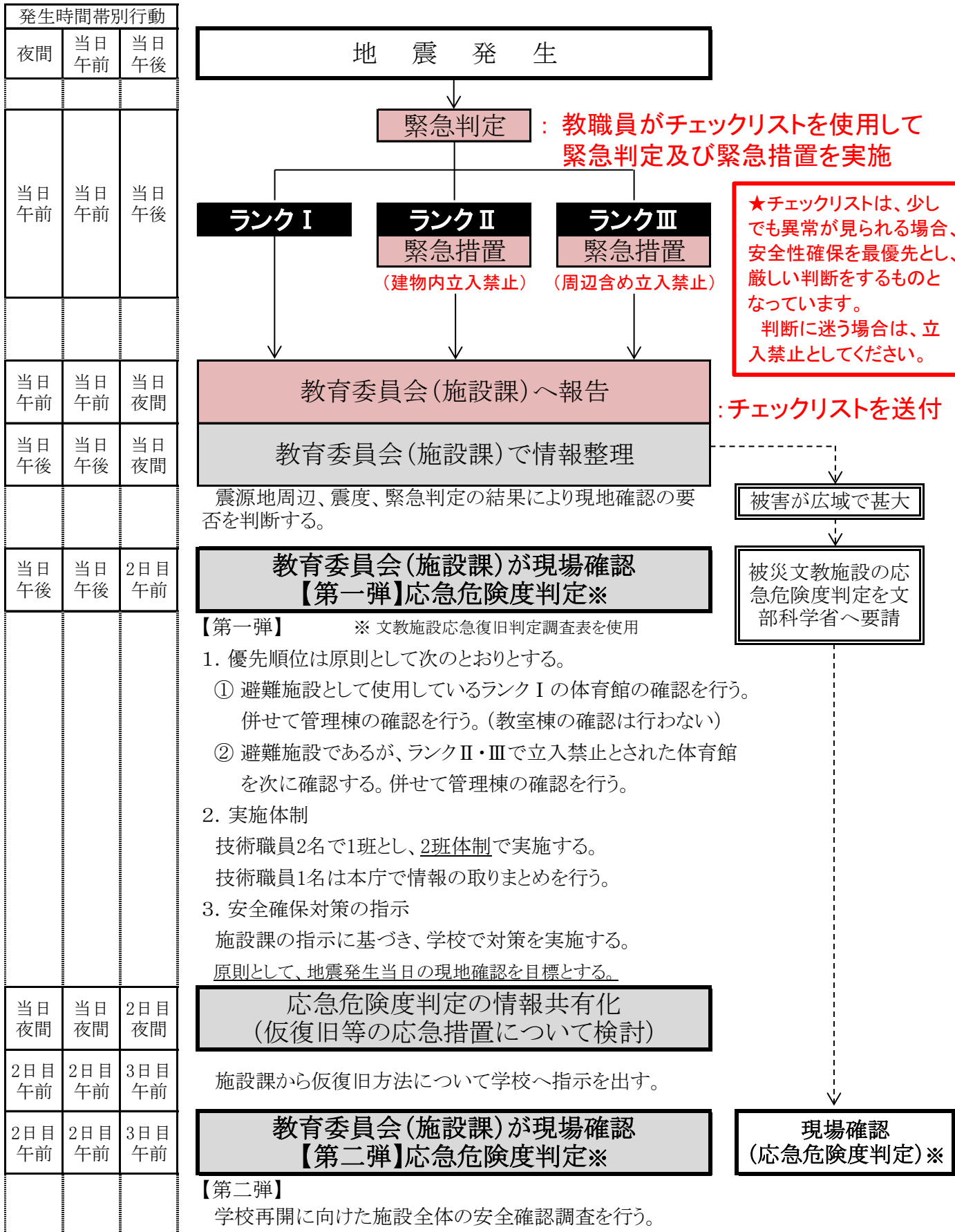
番号	点検項目	点検の種類	劣化状況 ※該当欄に○					点検結果 (A・B・C) ※該当結果に○	特記事項 (具体的な異常箇所・状態等)	
			脱落	変形	剥離	ひび・破損	変質			
			ず れ て い る 。 垂 れ 下 が っ て い る 。 ぶ ら 下 が っ て い る 。 落 ち そ う な り の 部 材 が あ る 。	ガ タ つ い て い る 。 曲 が っ て い る 。 ゆ た わ い て い る 。 傾 ん で い る 。 凹 ん で い る 。	膨 ら が ん で い る 。 ふ か が か た い る 。 剥 が れ か た い る 。 か が か た い る 。	切 れ て い る 。 破 れ て い る 。 折 れ て い る 。 割 れ て い る 。 ひ び が あ る 。 割 れ て い る 。	シ ミ が あ る 。 錆 が あ る 。 腐 り が あ る 。 変 質 が あ る 。			
VIII. 収納棚など										
①	棚・ロッカーなど	書棚、薬品棚、ロッカー等は取付け金物で壁や床に固定しているか。	耐震性						A・B・C	
②	棚の積載物	棚の上に重量物を置いていないか。	使い方						A・B・C	
③	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	使い方						A・B・C	
IX. ピアノなど										
①	ピアノなど	ピアノなどに滑り・転倒防止対策を講じているか。	耐震性						A・B・C	
X. エキスパンション・ジョイント										
①	エキスパンション・ジョイントのカバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形又は外れていないか。	劣化						A・B・C	
②	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	使い方						A・B・C	
※点検項目を追加する場合は以下の欄を活用してください。										

【地震被災時点検フロー】（県立学校の場合）

平成29年3月作成
熊本県教育庁施設課

下記に示すのは、地震で被災した学校施設の応急危険度判定実施に至るまでのフローです。
これは、最初の地震で被災した建物の被害状況を見極め、その後の地震(余震)に対する安全性を確保するために実施するものです。

(凡例) : 学校が対応する部分
 : 教育委員会が対応する部分



【緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)について】

平成29年3月作成
熊本県教育庁施設課

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)は、下記の2種類があります。

① 鉄骨造用

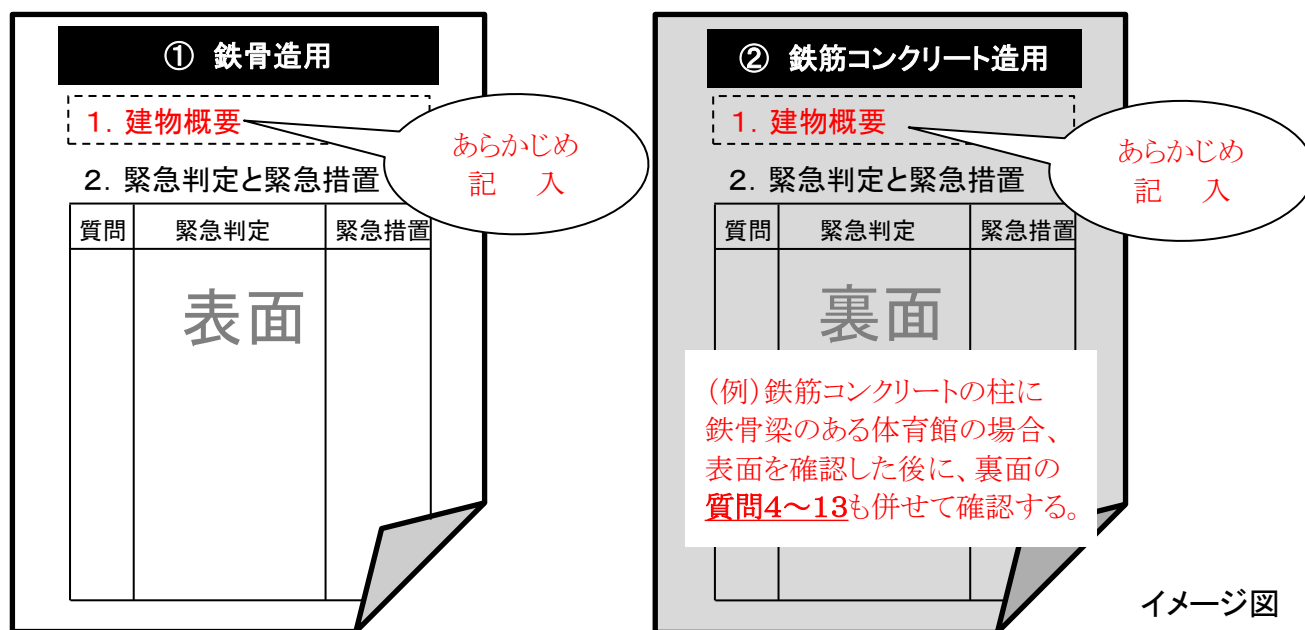
② 鉄筋コンクリート造用

<重要>

あらかじめ、チェックリストの1. 建物概要の部分を記入し、紙ベースで備え付けておいてください。
建物の構造に応じてチェックリストを使ってください。(下記参照)

点検する建物	使用するチェックリストの種類
鉄骨造の体育館、校舎	① 鉄骨造用
柱や壁が鉄筋コンクリート造で、 屋根や梁が鉄骨造の体育館	① 鉄骨造用 & ② 鉄筋コンクリート造用 (質問 4.~13を確認)
鉄筋コンクリート造の 体育館、校舎	② 鉄筋コンクリート造用
木造の体育館、校舎	① 鉄骨造用
木造であるが、一部鉄筋コンクリート 造の壁等がある体育館、校舎	① 鉄骨造用 & ② 鉄筋コンクリート造用 (質問 4.~13を確認)

チェックリスト ①鉄骨造用と ②鉄筋コンクリート造用 を両面印刷し、1棟で1枚とします。
(ただし、構造に応じてチェックするため、表面もしくは裏面の、片面だけの使用となる建物もあります。)



イメージ図

点検終了後、県立学校の場合は、早急に教育委員会(施設課)へ報告してください。

問い合わせ 窓口

施設課 技術係

TEL 096-333-2716 FAX 096-384-9116

施設課 施設管財係

TEL 096-333-2715 FAX 同上

E-mail sisetukanzai@pref.kumamoto.lg.jp

① 鉄骨造用

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)

1. 建物概要

学校名: _____ 施設台帳番号: _____ 棟名: _____ 建築年: _____

所在地: _____ < ↑ 欄外 * 注意 参照 >

電話: _____ FAX: _____ E-mail: _____

地上 階、地下 階、搭屋 階、建築面積 m²、延べ面積 m²

2. 緊急判定と緊急措置

記入者: _____ 地震発生日時: _____年____月____日____時____分
 記入日時: _____年____月____日____時____分

※ 避難所使用の可否を判断する場合、ランクⅡ・Ⅲであれば専門家の判断が必要ですので、
 使用不可としてください。

<判定> ランクⅡがある場合は「要注意」です。児童生徒等の建物内への立ち入りを禁止してください。
 ランクⅢが一つでもある場合は「危険」です。建物およびその周辺を全面立入禁止としてください。

* 注意 昭和56年以前に建築された建物については、特に注意して被害を確認してください。
 また、屋内運動場の柱や壁が鉄筋コンクリート造の場合はその部分については「②鉄筋コンクリート造用」
 のチェックリストを使用してください。

質問	緊急判定			緊急措置
	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	
1. 建物周辺に地滑り、がけ崩れ、地割れ、液状化などが生じたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じた	<input type="checkbox"/> ひどく生じた	<p>■ランクⅢがある場合</p> <p>①児童生徒を安全な場所に避難させる</p> <p>②建物およびその周辺を全面立入禁止とし、ロープ等で立入禁止区域を表示する</p> <p>③教育委員会へ被害報告を早急に行う</p> <p>■ランクⅡがある場合</p> <p>①児童生徒を安全な場所に避難させる</p> <p>②教職員の一時立ち入りを除き、児童生徒等の建物内への立ち入りを禁止し、ロープ等で立入禁止区域を表示する</p> <p>③教育委員会へ被害報告を行う</p> <p>※熊本地震では、本震で屋根のトラス部材が落下した事例があります。 部材の若干の変形、落下物(ボルト1本でも)が確認された場合は立入禁止です。</p> <p>■ランクⅢがある場合</p> <p>①児童生徒を安全な場所に避難させる</p> <p>②破損物品の周辺は児童生徒等の立ち入りを禁止し、ロープ等で立入禁止区域を表示する</p> <p>③破損物品の撤去、転倒・落下危険物の点検と固定、ガラス・水道の元栓の閉鎖を行う</p> <p>④教育委員会への被害報告を行う</p> <p>■ランクⅡがある場合</p> <p>前記②～④を行う</p>
2. 建物あるいは周辺地盤が沈下しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 10～20cm程度	<input type="checkbox"/> 20cm以上	
3. 建物が傾斜しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 傾斜しているような感じがする	<input type="checkbox"/> 明瞭な傾斜	
4. 庇、バルコニー等が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 壊れている	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	
5. 外壁や仕上げ材が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 壊れている	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	
6. 間仕切り壁が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 壊れている	<input type="checkbox"/> 大きな割れや落下あり	
7. 床が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 少し傾斜 <input type="checkbox"/> 少し沈下	<input type="checkbox"/> 大きな傾斜 <input type="checkbox"/> 大きな沈下	
8. 柱が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	<input type="checkbox"/> 大きな傾斜 <input type="checkbox"/> 大きな沈下	
9. 鉄骨とコンクリートの接合部分が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> コンクリートがひび割れているが剥落等は見られない	<input type="checkbox"/> コンクリートの大きなひび割片の落下	
10. 壁面のすじかいが切れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 曲りがあるが破断はない	<input type="checkbox"/> すじかいやボルトの破断	
11. 内側から見える屋根材に変化がありましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 曲りがあるが破断はない <input type="checkbox"/> ボルトの落下	<input type="checkbox"/> 破断したすじかいの垂れ下りや落下	
12. ガラスが割れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 数枚割れた	<input type="checkbox"/> たくさん割れた	
13. 窓やドアが壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 開閉しない <input type="checkbox"/> 開閉しにくい	---	
14. 天井・照明・吊り物等が落下しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 傾いている <input type="checkbox"/> 落下しそう	<input type="checkbox"/> 落下した	
15. 家具等が倒れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 倒れた <input type="checkbox"/> 倒れそう	---	
16. 漏水がありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 大規模	
17. ガス漏れがありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	---	<input type="checkbox"/> あり	
18. 火災は発生しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	---	<input type="checkbox"/> 発生した	
19. その他の被害	被害状況:			
	<input type="checkbox"/> 危険無し	<input type="checkbox"/> 少し危険	<input type="checkbox"/> 危険	

② 鉄筋コンクリート造用

緊急判定・緊急措置チェックリスト(教職員用)

1. 建物概要

学校名: _____ 施設台帳番号: _____ 棟名: _____ 建築年: _____

所在地: _____ < ↑ 欄外 * 注意 参照 >

電話: _____ FAX: _____ E-mail: _____

地上 階、地下 階、搭屋 階、建築面積 m²、延べ面積 m²

2. 緊急判定と緊急措置

記入者: _____ 地震発生日時: ____年__月__日__時__分
 記入日時: ____年__月__日__時__分

<判定> ランクⅡがある場合は「要注意」です。児童生徒等の建物内への立ち入りを禁止してください。
 ランクⅢが一つでもある場合は「危険」です。建物およびその周辺を全面立入禁止としてください。

* 注意 昭和46年以前に建築された建物については、特に注意して被害を確認してください。

質問	緊急判定			緊急措置
	ランクⅠ	ランクⅡ	ランクⅢ	
1. 建物周辺に地滑り、がけ崩れ、地割れ、液状化などが生じたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 生じた	<input type="checkbox"/> ひどく生じた	■ランクⅢがある場合 ①児童生徒を安全な場所に避難させる ②建物およびその周辺を全面立入禁止とし、ロープ等で立入禁止区域を表示する ③教育委員会へ被害報告を早急に行う ■ランクⅡがある場合 ①児童生徒を安全な場所に避難させる ②教職員の一時立ち入りを除き、児童生徒等の建物内への立ち入りを禁止し、ロープ等で立入禁止区域を表示する ③教育委員会へ被害報告を行う ■ランクⅢがある場合 ①児童生徒を安全な場所に避難させる ②破損物品の周辺は児童生徒等の立ち入りを禁止し、ロープ等で立入禁止区域を表示する ③破損物品の撤去、転倒・落下危険物の点検と固定、ガラス・水道の元栓の閉鎖を行う ④教育委員会への被害報告を行う ■ランクⅡがある場合 前記②～④を行う
2. 建物あるいは周辺地盤が沈下しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 10～20cm程度	<input type="checkbox"/> 20cm以上	
3. 建物が傾斜しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 傾斜しているような感じがする	<input type="checkbox"/> 明瞭な傾斜	
4. 柱が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> コンクリートがはがれている <input type="checkbox"/> 大きなひび割れ <input type="checkbox"/> 中の鉄筋が露	<input type="checkbox"/> 柱が潰れている <input type="checkbox"/> 鉄筋の湾曲や破断が見られる <input type="checkbox"/> 窓枠の湾曲	
5. 壁が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> コンクリートがはがれている <input type="checkbox"/> 大きなひび割れ <input type="checkbox"/> 中の鉄筋が露	<input type="checkbox"/> 壁が崩れている	
6. 床や梁が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 少し傾斜 <input type="checkbox"/> 少し沈下	<input type="checkbox"/> 明瞭な傾斜 <input type="checkbox"/> 明瞭な沈下	
7. 庇、バルコニー等が壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 壊れている	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	
8. 仕上げモルタルが落下しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	---	
9. 建具やドアが壊れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 開閉しない <input type="checkbox"/> 開閉しにくい	---	
10. ガラスが割れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 割れた <input type="checkbox"/> 飛散しそう	---	
11. 天井・照明・吊り物等が落下しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 落下した <input type="checkbox"/> 落下しそう	---	
12. 実験棚などが倒れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 倒れた <input type="checkbox"/> 倒れそう	---	
13. 塀が倒れましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 倒れた <input type="checkbox"/> 倒れそう	---	
14. 漏水がありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 一部	<input type="checkbox"/> 大規模	
15. ガス漏れがありますか。	<input type="checkbox"/> いいえ	---	<input type="checkbox"/> あり	
16. 火災は発生しましたか。	<input type="checkbox"/> いいえ	---	<input type="checkbox"/> 発生した	
17. その他の被害	被害状況:			
	<input type="checkbox"/> 危険無し	<input type="checkbox"/> 少し危険	<input type="checkbox"/> 危険	

防災主任について

様々な災害から児童生徒の命を守り抜く学校防災体制の強化

校長のリーダーシップのもと組織として学校防災を推進する体制の整備



防災主任

学校防災体制の推進をコーディネートする教職員

【防災主任の役割】

- ① 学校防災の計画作成に関すること
(学校安全計画等の見直し・改善 等)
- ② 防災教育の推進に関すること
(防災教育の授業研究の推進及び防災教育関連資料の提供 等)
- ③ 実践的な避難訓練の計画・実施に関すること
(緊急地震速報を活用した避難訓練や引き渡し訓練、地域と連携した避難訓練 等)
- ④ 学校防災マニュアルの見直し・改善に関すること
(学校防災マニュアル見直し・改善のための検討会の実施 等)
- ⑤ 学校防災の研修会に関すること
(研修会への参加及び校内研修の企画、実施 等)
- ⑥ 学校運営協議会等における学校防災に関すること
(防災に関する学校運営協議会等への参画 等)
- ⑦ 地域・関係機関等との連絡調整・連携推進に関すること
(訓練の実施や学校防災マニュアル見直し・改善、災害対応に関する協議 等)
- ⑧ その他、学校防災の推進に関すること

【校務分掌への位置付けについて】

役割を整理し、総務部や健康教育部等関連のある校務分掌(部・係)に含めることなどが考えられる。また、学校の実態や規模に応じて、関連する役割と兼任することもあり得る。

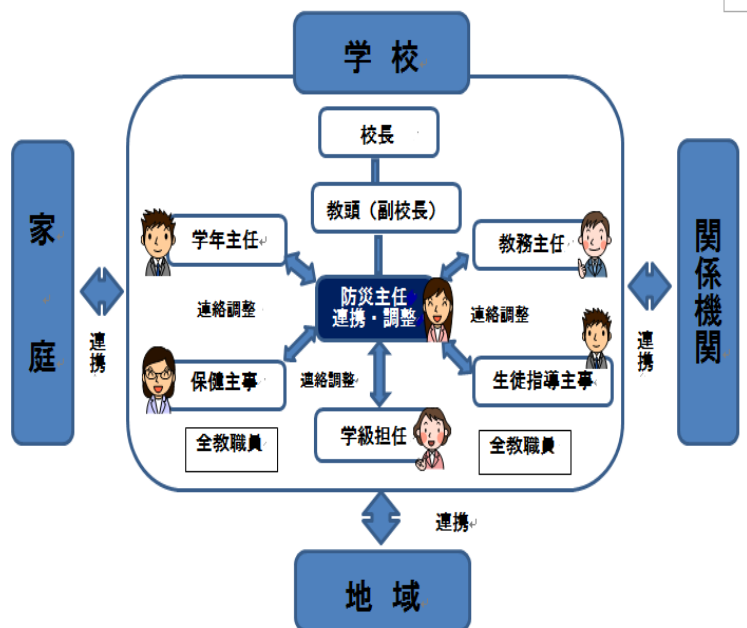
【防災主任の研修について】

毎年実施している防災教室講習会に加え、新たに年2回の主任研修を計画している。
ただし、主任研修については、公立小・中学校及び県立学校の1/3程度を対象に実施し、3年間で全ての学校が受講する計画としている。

【防災主任の手当について】

教育業務連絡指導手当支給対象外である。

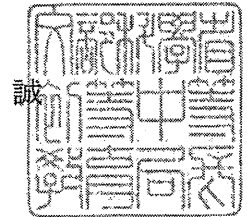
防災主任を核とした学校・地域・関係機関の連携イメージ



28文科初第1353号
平成29年1月20日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会 殿

文部科学省初等中等教育局長
藤原



(印影印刷)

大規模災害時の学校における避難所運営の協力に 関する留意事項について（通知）

本年度は、熊本県熊本地方や鳥取県中部を震源とする地震や数多くの台風等により、大規模災害が発生しましたが、その際、地域コミュニティの中心である公立学校が避難所となり、数多くの避難者を受け入れ、学校の教職員が避難所運営に協力したと承知しております。

大規模災害の発生時における学校の教職員の第一義的な役割は、児童生徒等の安全確保とともに、児童生徒等の安否確認と学校教育活動の早期正常化に向けて取り組むことであり、避難所（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者を滞在させることが想定される避難所（以下「福祉避難所」という。）を含む。）の運営については、一義的には、市町村の防災担当部局や福祉担当部局等（以下「防災担当部局等」という。）が責任を負うものであります。

しかしながら、これまでの大規模災害の経験を踏まえれば、発災直後には被害状況の把握に追われるほか、道路だけではなく通信、電気、ガス、上下水道をはじめとしたライフラインの寸断等により、現実的には市町村の防災担当部局等が直ちに避難所運営の十分な体制を整えることが困難であること等もあり得ます。そのため、今後も、発災から一定期間は学校の教職員が施設管理という点も踏まえて避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想されますが、教職員が避難所運営に協力し、円滑に防災担当部局等又は住民の自主運営へと移行すれば、早期の学校再開につながり、児童生徒等が日常生活をいち早く取り戻すことができます。また、特に特別支援学校においては、障害者が利用するに当たっての配慮も進んでいること等から、福祉避難所となることも想定されます。

文部科学省では、これまでも阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害時の実態

や得られた教訓から、学校やその設置者において適切な対応がなされるべく検討を行ってきたところです（【参考資料】参照）。これまでの取組も踏まえ、大規模災害発生時における学校の避難所運営について、下記のとおり留意事項を取りまとめました。各都道府県教育委員会におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては所管の学校に対して、本件について十分な周知を図るとともに、必要な指導、助言又は援助を行うようお願いします。

併せて、本通知は、内閣府（防災担当）から都道府県の避難所運営を担当する部局に周知をお願いしているところです。

なお、学校及びその設置者が避難所運営の協力に当たり、必要な取組を進めるために、学校施設における避難所機能の確保や教職員の防災意識、危機管理意識を醸成できるような研修等の実施について要望をいただいているところです。文部科学省では、平成28年熊本地震の発生に伴い学校施設の耐震対策や防災機能の確保等、今後の学校施設の整備方策について「熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会」を設置し検討を行ってきたところです。今後も要望を踏まえ、引き続き、国として取組を進めることとしています。

記

1. 学校が避難所になった場合の運営方策について

大規模災害が発生した場合は、学校が市町村により避難所として指定されているか否かに関わらず、学校に地域住民や帰宅困難者が避難してくることも想定される。これまで文部科学省においては、「学校等の防災体制の充実について 第二次報告」（平成8年9月 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議）（以下「第二次報告」という。）において、学校が避難所となる場合の運営方策（以下「学校避難所運営方策」という。）をまとめている。そのため、学校保健安全法第29条に基づく学校防災マニュアルに学校避難所運営方策が盛り込まれているところもある。学校避難所運営方策については、改めて防災担当部局等及び地域住民が組織する自主防災組織と連携して、教育委員会及び学校において、以下の留意事項を踏まえて検証・整備を行う必要がある。

- (1) 教育委員会及び学校は、市町村から避難所として指定されているか否かに関わらず、学校が避難所になった場合を想定して、学校避難所運営方策の検証・整備を行うこと。その際、教育委員会は、学校が当該方策を検証・整備する際に必要な事項等を示すことや、防災担当部局等に協力を依頼したりすること等、必要な支援を行うこと。
- (2) 学校避難所運営方策の検証・整備については、平成28年4月に内閣府（防災担当）が作成した「避難所運営ガイドライン」や市町村が作成している避難所運営マニュアル、平成24年3月に文部科学省が作成した「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」、第二次報告等も参考にしながら、次の各事項についても十分な内容であるか確認すること。その際、児童生徒等が在校中に学校が避難所となり、

児童生徒等と教職員の安否確認や避難誘導等と同時に行われる場合も想定しておくこと。

- ① 教職員の具体的な参集・配備の在り方や役割分担
 - ② 学校が避難所になった場合の開設や組織の立ち上げについての方法
 - ③ 教育活動の円滑な再開を見据えた、避難所としての学校施設の利用計画（救護室や仮設トイレ等の避難所として必要なスペースの設置場所、避難者による駐車及び救援物資の搬送等に関わる車両の進入等の場所の検討等）
 - ④ 学校施設・設備の被害状況の把握方法
 - ⑤ 避難者の把握方法
 - ⑥ 主として高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者やペットを連れた避難者への対応
 - ⑦ 水や食料等の確保や備蓄品の配分方針及び方法
 - ⑧ 防災担当部局等や教育委員会との情報連絡の在り方
 - ⑨ 地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整及びPTAや避難者等との情報共有の在り方
- (3) 教育委員会及び学校は、学校防災マニュアルと併せて学校避難所運営方策についても、より実践的かつ実効性あるものにするために、類似の自然災害が予測される学校等における相互検証や有識者等の外部人材による検証、年度当初に学校防災マニュアルや学校避難所運営方策を踏まえた訓練を行う等の検証等を通じて、不断の見直しを行うとともに、その内容について教職員はもとよりPTA等にも共通理解を図るよう努めること。
- (4) 教育委員会及び学校は、学校避難所運営方策について、防災担当部局等と協力して、地域住民が組織する自主防災組織、医療機関をはじめとした関係機関と共有を図るよう努めること。

2. 学校の組織体制の整備について

発災時には学校防災マニュアルや学校避難所運営方策に基づき、全教職員は児童生徒等と教職員の安全確保、安否確認、避難所運営への協力や教育活動再開の準備等の対応に組織として取り組むことが求められる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、発災時の学校の組織体制の在り方と校長を責任者として核となる教職員を中心に学校安全や防災を推進する体制を検証・整備し、役割分担を明確にすることが必要である。

- (1) 教育委員会及び学校は、各学校において発災時における教職員の具体的な参集・配備の在り方について、検証・整備すること。豪雨等による水害・土砂災害の発生が懸念される場合には市町村による避難情報の発令や住民の自主避難等により、発災前に避難所が開設される場合があることについて留意すること。また、大規模災害が発生した場合には教職員自身が被災者になり行動がとれない場合等、事前に組織した校内体制が十分機能しない場合についても留意すること。
- (2) 教育委員会及び学校は、大規模災害に備えて、各学校において学校安全や防災を

推進する教職員・組織を校務分掌上明確にする等、組織として取り組むための体制について検証・整備すること。また、教育委員会は、必要に応じて、全ての学校において共通にとるべき組織体制の在り方について検討すること。例えば、宮城県では、東日本大震災の経験と教訓を踏まえて、県内全ての公立小中学校に防災主任を配置し、防災訓練や学校における避難所運営のための関係機関との調整等を行っており、そのような取組を参考にすることも有効であること。

3. 災害時における教職員の避難所運営への協力業務と教職員の意識の醸成について

大規模災害の発生時において、直ちに市町村の防災担当部局等が職員を派遣して学校における避難所を運営することは困難な可能性が高い。学校が避難所運営に関して費用面で負担することはないものの、やむを得ず発災から一定期間は施設管理という点も踏まえて学校の教職員が避難所運営の協力を可能な限り行わざるを得ないことが予想される。そのような事態になっても防災担当部局等と連携・協力して学校や教職員が的確に避難所運営の協力業務ができるよう、以下の留意事項を踏まえて、必要な取組等を進めていくことが必要である。

(1) 教育委員会は、災害時に避難所運営の協力業務に従事することはあくまで防災担当部局等の役割を補完する措置であって、教職員が、児童生徒等の安否確認や学校教育活動の再開等の本来業務に専念できるように、防災担当部局等に速やかに担当職員を派遣できるよう調整を行うこと。

(2) これまでの大規模災害において、教職員が避難所運営の協力業務として、主に

- ・避難者の把握と名簿の作成
- ・避難者の誘導や学校施設内の夜間を含む安全確認
- ・教職員、地域の自治組織の代表やボランティア等を中心とした避難所運営のための組織の立ち上げ
- ・関係機関への情報伝達と報告
- ・備蓄品や救援物資の管理と仕分け、配布
- ・地域の自治組織やボランティア等との連絡・調整

等の業務を行っていることから、教育委員会は、そのための事前の準備や発災時において避難所運営に関する業務のうち学校の教職員が学校現場の判断として実施することが可能な範囲を明確化すること等について、防災担当部局等が中心となって関係機関との調整・検討を行うことを促すこと。また、防災担当部局等と共同して、防災に係る研修等の中に避難所運営の協力業務のための訓練を取り入れる等の工夫を行うこと。

(3) 教育委員会は、これまでの災害の教訓を踏まえて、教職員一人一人が災害の種類、学校教育活動の場面や時間帯に応じてどのように対応することが望ましいかを含めて、研修等を通じて、改めて防災意識や危機管理意識の醸成を図るよう努めること。特に、避難所運営の協力業務を行うに当たっては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップの下に行うことが重要であることから、管理職を対象として、大規模災害時に学校組織のリーダーとして十分に対応できるように必要な研修等を行うよう努めること。

4. 教職員が避難所運営の協力業務に従事した場合の服務上の取扱いについて

災害時に、教職員が避難所運営の協力業務に安全かつ安心して取り組むためには、以下の留意事項を踏まえて、教職員が当該業務に携わった場合についての服務上の取扱いを整理・明確化しておくことが必要である。

(1) 避難所となっている学校の教職員が災害時に避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務に従事することについては、当該学校の管理業務の一環を担っているものと考えられ、服務上の職務として取扱い、当該職務に係る補償や賠償は通常、公務災害補償や国家賠償等の対象となること。

また、災害時における避難者の救援業務をはじめとした避難所運営の協力業務については、公立の義務教育諸学校等の教育職員を正規の勤務時間を超えて勤務させる場合等の基準を定める政令（平成15年政令第484号）における「非常災害の場合、児童又は生徒の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務」に該当すること。

(2) 他県を含め避難所となっている学校の教職員以外の教職員が避難所運営の協力業務に従事する場合については、当該教職員の服務監督権者である教育委員会において、その属する地方公共団体が決定した方針等に基づき、教職員を派遣する場合、公務出張の扱いをすることも可能であること。

(3) 教育委員会及び学校は、教職員が災害に対応するためにやむを得ず交代制で夜間も泊り込む場合や休日に対応する場合もあり得ることから、教職員に過重な負担を強いることのないよう、勤務時間の割り振り変更や週休日の振替等について十分に配慮すること。

5. 防災担当部局等との連携・協力体制の構築

学校が避難所となった場合は、基本的には市町村の防災担当部局等が責任者となり、運営されることになることから、事前に当該部局と必要な調整等を行うことが重要である。また、教職員が避難所運営の協力業務を行った場合、市町村の防災担当部局等に円滑に引き継げるようにしておくことが重要である。したがって、以下の留意事項を踏まえて、市町村の防災担当部局等と密接かつ十分に連携・協力を図ることが必要である。

(1) 教育委員会は、市町村の防災担当部局等に対して、発災時に避難所となる学校ごとに担当職員を明確に定めておくよう促すこと。また、地域の自主防災組織・ボランティア組織等を含めて災害時の対応や住民の自主運営へと移行した際の避難所運営の代表者をはじめとした役割分担の確認等について定期的に学校と協議を行うことや、学校において行われる訓練を共同して行うことについても防災担当部局等に促すこと。特に、都道府県立学校については、都道府県教育委員会が積極的に域内の市町村の防災担当部局等に対して連携・調整するように促すこと。

(2) 教育委員会は、防災担当部局等を中心とした体制の下、学校ごとに、学校施設の利用計画やあらかじめ整備すべき施設設備、非常用物資等の備蓄の在り方等について防災担当部局等と積極的に共有し、取組を進めるよう努めること。その際、総合教育会議を活用することも有効であること。

- (3) 特別支援学校を設置している教育委員会は、当該特別支援学校が、福祉避難所に指定されるに際しては、必要な施設面のバリアフリー化の状況、想定される避難者数に応じた人材の確保や非常用物資の備蓄等についてあらかじめ防災担当部局等と検討・調整を行うこと。

6. 地域との連携・協力体制の構築について

大規模災害において、学校における避難所運営が長期化する場合には地域住民の自主的な活動が極めて重要である。地域住民等と日常的に連携がとれていた学校等は、地域の自主防災組織等に避難所運営を引き継ぎ、児童生徒等の安全確保や教育活動の早期正常化が円滑に進んだという報告もあることから、教育委員会は、コミュニティ・スクール等を活用して、防災も含めて学校と地域の連携・協力体制の構築を進めるよう努めること。併せて、教育委員会は、防災担当部局等と協力して、学校が地域の自治組織等からなる自主防災組織等と協議・連携できるような場の設定等について支援を行うこと。

7. 教育委員会間の連携・協力体制の構築について

学校が避難所になった場合には、当該学校に所属する教職員は、児童生徒等の安全確保等に加え、様々な対応を行うことが必要となる。その際、人的な支援は必要不可欠であるが、学校教育活動に知見・理解のある人材の支援は、当該学校に所属する教職員に安心感を与えるとともに、教育活動の再開のために大いに役立つことになる。

そのため、以下の留意事項を踏まえて、都道府県教育委員会と市町村教育委員会、同一都道府県内の市町村教育委員会間、他の都道府県教育委員会等との間における連携・協力を積極的に図ることが必要である。

- (1) 都道府県教育委員会は広域的な観点において指導助言を行う役割をもつことから、発災した場合の都道府県内の教職員の人的支援体制や情報集約・共有体制の在り方について検討を行っておく必要があること。発災にあたり、被害状況等の情報収集は迅速に行うことが必要であるが、市町村教育委員会は十分な体制がとれない可能性もあることから、教育事務所等を活用して都道府県教育委員会が積極的に職員を派遣して行うことを検討すること。

また、都道府県又は市町村教育委員会が管理する学校施設や学校給食施設等が被災により教育活動の再開に支障が生じた場合を想定して、他の教育委員会で管理している施設の活用についても調整・検討すること。

- (2) 指定都市教育委員会及び指定都市が所在する都道府県教育委員会は、発災時には互いに情報集約・共有を積極的に図る必要があることから、その在り方等について事前に調整を図っておくこと。
- (3) 他の都道府県及び指定都市等からの教職員の人的支援体制については、地方公共団体間で締結される相互援助協定等に教職員の援助派遣を規定する等、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会等において、あらかじめ体制の整備を図るよう努めること。例えば、兵庫県では、阪神・淡路大震災の経験と教訓を踏まえて、災害により避難所になった学校を支援する専門的な知識や実践的な対応力を備えた教職員組織を

設立しており、その活動は大規模災害時に有効であったとの報告もあることから、そのような取組を参考にすることも有効であること。

8. 教育活動の再開について

大規模災害後に児童生徒等の心の平穏を回復・維持するためには、学校生活を再開し、平常時の日常生活を取り戻すことが必要不可欠である。その一方で大規模災害発生後であることを踏まえると児童生徒等が安全かつ円滑に学校生活に戻るためには、以下の留意事項を踏まえて、教育活動再開の準備を進めることが必要である。

- (1) 教育委員会は、教育活動の再開に向けて、児童生徒等の登下校ルート of 安全確認、児童生徒等の居住地・健康状況の把握、教科書・教材の有無の確認、授業・学校給食再開の見通しの確認等、段階的対応をまとめたチェックリストを事前に作成し、それを学校において活用する等、再開を判断するにあたり児童生徒等の安全確保等に遺漏のないように最大限の配慮をすること。
- (2) 教育委員会及び学校は、早期の教育機能回復を図る観点から学校再開の見通しを早めにPTAや防災担当部局等、避難者も含めて共有を図ること。そのためには、防災担当部局等とも連携して、必要な情報を一元化し可視化することで現状について共通理解が図られるようにすること。また、学校内の避難者の居住場所の集約や他施設への移動を行う際には、防災担当部局等が中心となって行うことになるが、教育委員会と学校においては学校再開の時期を踏まえて避難者の理解を得られるよう防災担当部局等と慎重に調整を行うこと。
- (3) 教育委員会及び学校は、教育活動を再開するに当たり、一定期間、避難者と児童生徒等が同じ施設を共有しなければならない場合や真にやむを得ず校庭に仮設住宅が設置される場合等、未だ学校内に避難者が存在する際の両者の動線の設定をはじめとした校内の施設利用や学校行事、体育等の授業の在り方について検討しておくこと。
- (4) 教育委員会は、被災した児童生徒等や教職員について、心的外傷後ストレス障害(PTSD)と呼ばれる症状をはじめとした心の健康上の問題が生じている可能性もあることから、外部機関と連携しながら心のケアに努めること。

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局
初等中等教育企画課教育委員会係
健康教育・食育課企画調整係

電話 03-5253-4111 (代表)

内線4678、4672 (初等中等教育企画課教育委員会係)

内線4950 (健康教育・食育課企画調整係)

【参考資料】

阪神・淡路大震災や東日本大震災の発生を踏まえて文部科学省において行った、学校が避難所になった場合の運営の協力に関する検討結果を含むものは以下の通り。

- 学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議
 - ・学校等の防災体制の充実について 第一次報告（平成7年11月）
 - ・学校等の防災体制の充実について 第二次報告（平成8年9月）
- 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
 - ・最終報告（平成24年7月）
- 文部科学省
 - ・学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成24年3月）

また、地域の避難所となる学校施設の在り方等に関する検討結果は以下の通り。

- 東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成23年7月）
- 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議
 - ・災害に強い学校施設の在り方について～津波対策及び避難所としての防災機能の強化～（平成26年3月）
- 熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会
 - ・熊本地震の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言（平成28年7月）

なお、内閣府（防災担当）から、様々な避難所の生活環境対策について、まとめられており、以下のURLを必要に応じて参考にしていただきたい。

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>

主な参考文献



◆学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引（文部科学省）

◆『生きる力』を育む防災教育の展開（文部科学省）



◆学校安全教育指導の手引（熊本県教育委員会）「くまもと・子どもの心の自己回復力」を高める授業展開例（熊本県教育委員会）

- ◆学校防災マニュアル（兵庫県教育委員会）
- ◆学校防災マニュアル作成ガイド（宮城県教育委員会）
- ◆学校の地震防災対策マニュアル（静岡県教育委員会）

